

第6次嵐山町総合振興計画 令和7年度改訂版(案) パブリックコメント用

総合振興計画は、町の「最上位計画」に位置づけられ、町の10年後の将来像(目標)を示し、「まちづくり」を総合的かつ計画的に推進する計画のことです。町では、令和3年6月に「未来へつなぐ ひと しぜん くらし ともに学び育むまち らんざん」をまちづくりの将来像とした「第6次総合振興計画」を策定し、まちづくりを行ってきました。計画は令和3年(2021年)度を初年度とし、10年後の令和12年(2030年)度を目標年度としています。

このたび、中間年となる令和7年度に所要の改訂を行い、総合振興計画審議会において審議を重ね(審議内容はホームページにてご覧になれます。)「第6次嵐山町総合振興計画改訂版(案)」がまとめましたので、これを公表し、広く町民の皆さんからのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

閲覧場所:町ホームページ、地域支援課窓口、ふれあい交流センター、知識の森図書館

募集時期:令和7年12月19日(金)から令和8年1月12日(月)まで

意見を提出できる方:町内に在住・在勤・在学の方、町内に事務所又は事業所を有する方、
町税の納付義務がある方、パブリックコメント手続に関して利害関係
があると認められる方

提出方法:嵐山町パブリックコメント手続意見提出書により提出してください。意見提出の際
には、必ず住所・氏名を記載し提出してください。(住所、氏名については、公表しま
せんが、匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。)

注意事項:意見提出者への個別回答は行いません。ご了承ください。

提出先:地域支援課(持参・郵送)、ファックス(62-5935)、電子申請(町ホームページより)
※郵送の場合、令和8年1月12日(月)必着。

嵐山町

嵐山町憲章

わたくしらの嵐山町は比企丘陵の中核にありて
菅谷鑑跡をはじめ多くの史跡、近代的施設のある
古くして新しい町であります。

わたくしたちは、美しい山河とゆかし、歴史と
伝統に大きな誇りを覚えつつ、ふるさとの限りない
発展に願いきつめ、ここに町民憲章を定めます。

一 自然をまもり 環境をとどめえ。

縁と清流のまちをつくしましよう

一 文化をたがめスポーツにしたしみ

世界と結ぶまちをつくましよう

一 仕事を愛し 働くことによる誇りをもち

豊かなまちをつくりましよう

一 ビーチを駆けたましい若者を育て

生き生きとしたまちをつくましよう

一 きまりきまわりともに助けあい

平和なまちをつくりましよう

昭和55年4月15日制定

ごあいさつ

町では、令和3年に「第6次嵐山町総合振興計画」を策定し、「未来へつなぐ ひと しぜん くらし ともに学び育むまち らんざん」を将来像に掲げ、まちの未来を見据えた施策を全庁一丸となって進めてまいりました。

本計画の策定前に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が発生し、私たちの暮らしは大きく変化しました。外出の自粛、マスクの着用、ソーシャルディスタンスといった行動変容に加え、テレワークやオンライン授業など、働き方や学び方、そして人と人とのつながり方にも大きな転換がもたらされました。こうした経験は、地域社会の持つ「つながり」の大切さをあらためて浮き彫りにし、地方における暮らしやコミュニティの価値を見つめ直す機会にもなりました。

一方で、人口減少や少子高齢化、担い手不足、災害への備えといった本町が直面する課題は依然として深刻であり、持続可能なまちづくりの実現には、社会環境の変化に対応した柔軟かつ実効性のある取り組みが求められています。

このたびの改訂では、策定から5年が経過し、コロナ禍を経た新たな社会情勢や町民の皆さまのニーズを踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

一人ひとりの多様な生き方や価値観が尊重され、誰もが安心して暮らし、活躍できる地域社会の実現を目指します。また、デジタル技術の活用や関係人口の創出、子育て・教育環境の充実、防災・減災の強化といった分野にも重点的に取り組み、未来志向のまちづくりを推進してまいります。

「人が宝のまちづくり」という考え方のもと、町民の皆さんとともに歩み、つながりを大切にしながら、次の世代へ誇れる嵐山町を築いていくため、今後も誠心誠意、まちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の改定にあたり慎重にご審議をいただきました総合振興計画審議会の皆さん、パブリックコメントにご協力をいただきました町民の皆さん、町議会並びに本計画改定にご協力いただきましたすべての皆さんに厚く御礼申し上げます。

本計画の推進にあたりましても、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。

令和 年 月

嵐山町長 佐久間考光



■ 目 次

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨と改訂の経緯	1
2. 計画の性格	2
3. 計画策定の背景	3
4. 住民意識調査等の結果	13

第2章 まちの将来像

1. 将来像	17
2. 土地利用構想	19
3. 人口推計	21

第3章 重点プロジェクト

1. 子どものびのび成長プロジェクト	23
2. みんなわくわく活躍プロジェクト	23
3. 地域いきいき安心プロジェクト	23

第4章 基本施策

施策の体系	25
第1節 協同のまちづくり	25
第2節 ひとを育み、学び楽しむまちづくり	25
第3節 健康で互いに支えあうまちづくり	26
第4節 自然とともに生きるまちづくり	27
第5節 安全・安心で活力あるまちづくり	27
第6節 推進方策	28

第1節 協同のまちづくり

1－1 コミュニティ・協同	31
1－2 人権・平和	37

第2節 ひとを育み、学び楽しむまちづくり

2－1 子育て支援	43
2－2 学校教育	45
2－3 社会教育・文化・スポーツ活動	51

第3節 健康で互いに支えあうまちづくり

3－1 健康づくり・医療	59
3－2 地域福祉・社会保障	65
3－3 高齢者福祉	69
3－4 障害者（児）福祉	73

第4節 自然とともに生きるまちづくり

4－1 自然環境と公園・緑地	77
4－2 持続可能な循環型社会	81
4－3 上下水道	87

第5節 安全・安心で活力あるまちづくり

5－1 安全・安心なまちづくり	93
5－2 計画的なまちづくり	99
5－3 産業	105

第6節 推進方策

6－1 行財政運営	115
-----------	-----

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨と改訂の経緯

町では昭和 42 年に町制を施行し、昭和 49 年の第1次嵐山町総合振興計画から第5次にわたり、目指すべき将来像の実現に向けたまちづくりを行ってきました。

第1次から3次の計画は、人口が右肩上がりに増加しており、土地区画整理事業や公共下水道事業、工業団地の整備など都市基盤整備を進行しつつ、自然と調和したまちづくりを目指してきました。第4、5次の計画では、人口増から人口減への転換期を迎え、社会情勢や地方行政を取り巻く状況が大きく変化する中で、自然や人々の心情に根ざした豊かさを求めるまちづくりを目指しました。

年号が令和に変わっても、少子高齢化や人口減少の問題は深刻化する一方です。また、厳しい財政状況が続くなか、激甚化する災害への対応、新たな感染症における迅速な行政運営など新たな課題が山積しています。さらに、武蔵嵐山駅周辺の整備、花見台工業団地の拡張や川島地区における産業系土地利用の推進、都市計画道路の整備などの計画の実施や小中学校の規模や配置の在り方等の検討結果などにより、人の流れや生活環境が変化していくことが予想されます。今後も予想を超えるスピードで変化する社会情勢に対応し、「住んでよかった、これからも住み続けたい」と感じられるまちづくりを、町民と信頼関係を築きながら進めいくための指針となるよう、第6次嵐山町総合振興計画を策定しました。

第6次嵐山町総合振興計画を策定した時期は、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しており、人々の生活様式や価値観、働き方に大きな変化が生じていました。策定から5年が経過した現在においても、リモートワークやキャッシュレス決済の普及、ICT 教育の加速といった社会環境のデジタル化、人とのつながり方や地域との新たな関わり方の模索など、私たちのまちづくりも柔軟な対応が求められています。

国においては「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や「こども未来戦略」など新たな政策ビジョンが示され、埼玉県でも「埼玉県5か年計画」などを通じて、デジタル技術の活用や少子化対策、地域活力の維持・創出に向けた取り組みが進められています。

こうした社会環境の変化や国・県の動向を踏まえ、嵐山町の実情に即した施策の再構築を図るため、今回の改訂を行いました。

2. 計画の性格

(1) 総合振興計画とは

総合振興計画は、町の「最上位計画」に位置づけられ、10 年後の将来像(目標)を示し、「まちづくり」を総合的かつ計画的に推進するための計画です。「まちづくり」は、この総合振興計画に沿って行われることになります。これにより、教育・子育て・健康・福祉・環境・都市整備・防災・産業など様々な分野にわたる事務事業を一つの方向性のもとに計画的に推進していくこととなります。

(2) 計画の期間

本計画は、計画期間を令和3年度から 12 年度の 10 年間とし、毎年度検証を行います。また、計画期間が長期であることを踏まえ、中間年の令和7年度に見直すものとします。なお、社会経済情勢の変化が著しい場合は、見直しの期間を柔軟に変更して実施します。

(3) 計画の構成

本計画は、「序論」と「まちの将来像」、「重点プロジェクト」、「基本施策」で構成されます。「まちの将来像」では、町の総合的なまちづくりの理念について、「重点プロジェクト」では、横断的かつ重点的・優先的に進める事業について、「基本施策」では、現況と課題、基本的な方針、目指す指標などについて定めます。

3. 計画策定の背景

(1) 嵐山町の概要

■位置・地勢

町は、埼玉県のほぼ中央、比企丘陵の中核にあり、東京都心から約 60km 圏に位置しています。平均標高は約 65m 、東西は約 2.5km 、南北は約 12.0km と南北に細長い地形であり、総面積は 29.92km²となっています。北部地区は小起伏の多い丘陵地帯があり、西の山地から比較的平坦地の多い中央部、そして再び丘陵部の多い南部へと、変化に富んだ地形が緑豊かな地勢を形成しています。

様々な地形の転換点に位置する立地から、主に都幾川沿いには、縄文時代から古代にかけての遺跡が多く確認されています。また平安時代末期から鎌倉時代、鎌倉街道と交差する都幾川は交通の要衝であり、歴史的に重要な位置をしめていました。

丘陵部では自然の谷をせき止めたため池が多く、天水に依存した小規模な田畠と養蚕が主な農業でした。北部には滑川、中央を市野川・粕川、南部を都幾川・槐川が流れています。昭和 50 年代前半から始まった土地改良事業により、豊富な河川の水資源を利用した田畠耕作に転換してきました。

武蔵嵐山渓谷では岩畳と槐川の清流・周囲の木々が織り成す見事な景観と豊かな自然環境が楽しめ、景勝地として多くの人が訪れます。

■沿革

明治 22 年 菅谷村(9村合併)、七郷村(7村合併)

昭和 30 年 菅谷村(菅谷村と七郷村合併)

昭和 42 年 嵐山町(町制施行)

平成 29 年 町制施行 50 周年

町名は、都幾川に合流する槐川の上流の渓谷の景観が、京都の嵐山に似ていることから、我が国最初の林学者である本多静六博士が昭和3年に命名した「武蔵嵐山」に由来しています。

■自然

町は、標高 2,600m を越える秩父山地とその東に広がる関東平野との境にあり、この両方の地域を好む多種多様な生物が混在して生息しています。この地域に生息する生物の種類数では、県内でも屈指の豊かさを誇っており、槐川に接する武蔵嵐山渓谷周辺樹林地は平成8年に「さいたま緑のトラスト保全第3号地」に認定されています。生活の身近な場所に雑木林や谷津田など、昔ながらの里山が広がります。

丘陵地では町のシンボルである国蝶の『オオムラサキ』が見られます。また、谷津田ではゲンジボタルやヘイケボタル、河川や水路ではメダカやヤリタナゴ、ホトケドジョウなどがわずかに生息しているほか、里山を住みかとするオオタカやムササビなども時折見ることができます。

■歴史

町は、木曾義仲公や畠山重忠公など、平安時代末期から鎌倉時代にかけて日本史に名をとどめた坂東武者ゆかりの地です。古くから鎌倉街道などの交通網が整備され、宿のにぎわいもみせていました。

戦国時代に築かれた「戦国期城郭の最高傑作の一つ」といわれる杉山城が国史跡として指定を受けるなど、歴史を感じる貴重な資源が残されています。杉山城跡は菅谷館跡とともに平成 29 年に「続日本100名城」に選定されています。

■交通

道路では国道 254 号・関越自動車道、鉄道では東武東上線が町の東西をほぼ平行に走り、東京ならびに近隣市町村を結んでいます。

平成 16 年に開通した関越自動車道「嵐山小川インターチェンジ」は、花見台工業団地への重要なアクセスとなっています。また、大正 12 年に開業し平成 14 年に複線化及び橋上駅舎が実 現した東武東上線武蔵嵐山駅は、平成 28 年に東西連絡通路がリニューアル、平成 30 年にステーションプラザ「嵐なび」がオープン、令和7年に駅西口の駅前広場の整備が完了するなど、町の交流の拠点として活用されています。

■都市づくりの進展と近年の動向

鉄道や国道の整備など交通ネットワークの充実により、菅谷地区に町の中心地が形成されました。昭和 46 年から始まった志賀2区の造成を契機に住宅地として市街化が進み、昭和 45 年に約 10,000 人だった人口 が昭和 50 年には約 14,000 人と5年間で 35%以上増加しました。

その後も駅東(むさし台)土地区画整理事業(平成9年 10 月換地処分完了)など都市化が進み、人口・世帯数ともに増加を続けましたが、少子高齢化が進行し人口は平成 12 年をピークに減少に転じています。平成 29 年 10 月に東原土地区画整理事業(菅谷地内)が、令和4年9月には平沢土地区画整理事業(平澤・志賀地内)の換地処分が完了いたしました。

(2) 時代潮流

1)人口減少と人口構造の変化

平成20年をピークに減少に転じている我が国の人囗は、令和6年1月1日時点(住民基本台帳人口)で前年から約50万人減少するなど人口減少は加速化しています。国を挙げて地方創生により人口減少を克服する取組がこれまでにも進められてきて、町においても、「嵐山町人口ビジョン」及び「嵐山町総合戦略」を策定し、育児支援ヘルパー派遣事業やこども家庭センターの開所など戦略的に人口減少対策に取り組んできました。その結果、人口減少速度は抑制されましたが、依然として減少傾向は継続しています。

今後は、人口減少を正面から受け止め、限られた財源や人材を最大限に活用し、地域にとって必要なサービスを過不足なく、持続可能な形で提供し続ける体制や制度の構築が必要あります。デジタル技術の活用や近隣自治体や企業等との広域リージョン連携を検討し、人口減少社会においても公共サービス等の維持・強化と地域の活性化を図るための施策が求められます。

2)災害の激甚化・国土強靭化

近年、地球温暖化などの気候変動の影響を受け大規模自然災害が頻発化・激甚化しており、台風・集中豪雨などによる土砂災害、風水害への対策が求められています。また、近い将来発生が懸念される深谷断層帯や首都直下型の地震等に備えた防災対策も必要です。町においても、これらの災害のリスクに強い強靭な地域づくりや防災対策の見直しが急務となっています。

3)令和時代の新たな教育への対応

子ども達がグローバル化や情報化が進展し急激に変化する社会の中で生きていくためには、様々な力を身に付けていくことが必要となります。国は、学習指導要領の改訂を行い、また新しい時代の学校教育の在り方について検討しています。その中で、児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協同しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められます。町においても、子ども達が安心して楽しく通える魅力ある教育環境の形成や子ども達の可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す取組を図っていく必要があります。

4)デジタル化の加速

新型コロナウイルスの拡大を契機に世界レベルで社会環境のデジタル化が加速しました。国は令和3年にデジタル庁を創設し、デジタル社会の実現に向けた重点計画の策定・改訂を行い、デジタルの力を活用し行政手続及び社会全体の生産性の向上を目指して取組を進めてきました。町においても引き続きデジタル・ガバメントの検証・構築を行い、一層の成果を上げることが求められています。

5)持続可能な取組

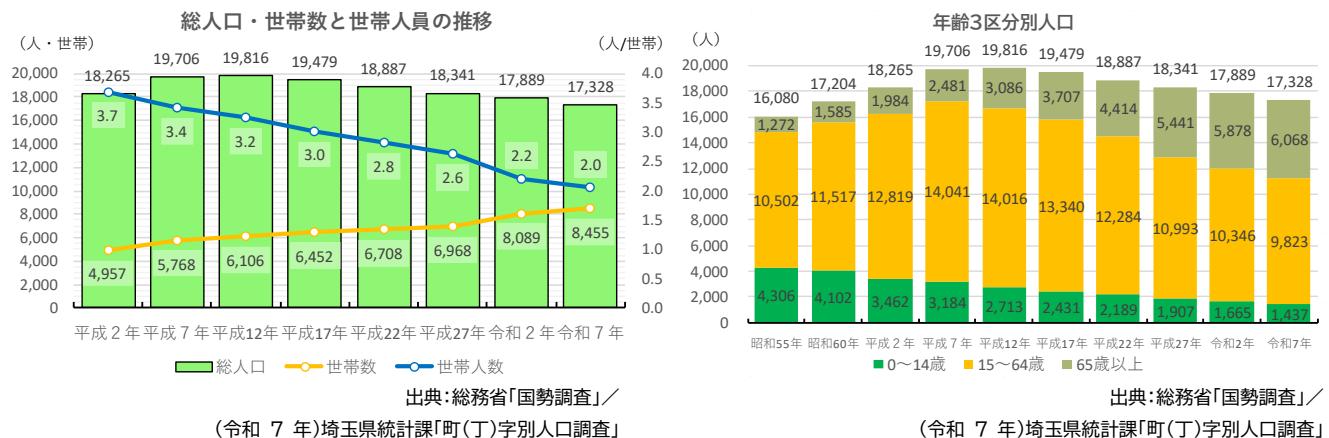
2015年の国連サミットで全世界共通の目標として持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、その目標達成に向けて全世界が一丸となって取り組んでいます。また、脱炭素に向けた気候変動対策を推進し、生態系や生物多様性の保全を通じた持続可能な社会や経済の再構築を目指す「グリーン・リカバリー」という考え方方が広がっています。町においても、各種計画や施策にSDGsの視点を取り入れていくことが課題となっています。また、地域で活躍する企業・団体・町民との連携や他の自治体との広域連携を検討していく必要があります。

(3) 嵐山町を取り巻く社会状況

1) 人口と世帯数の推移

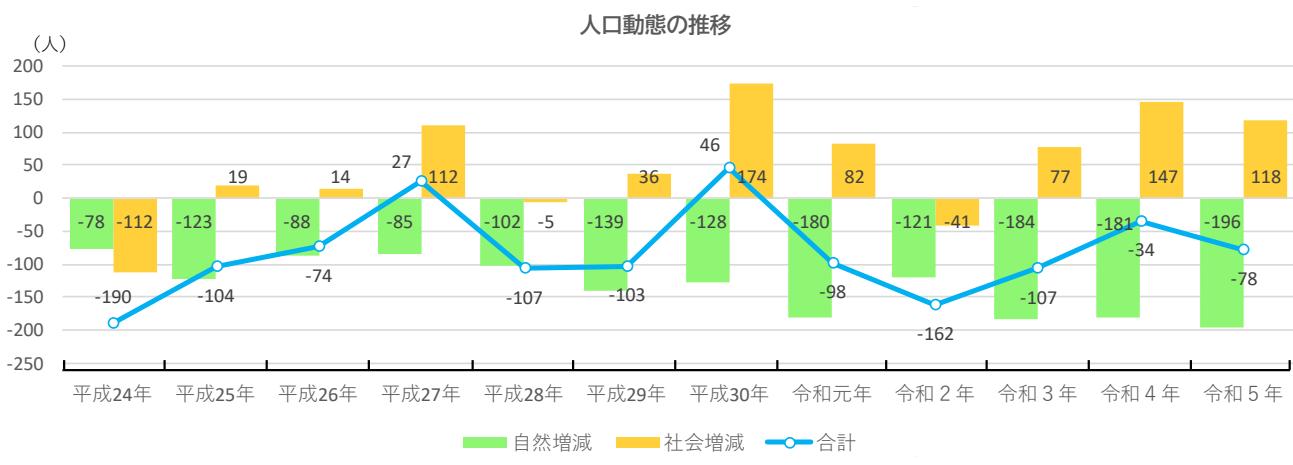
町の人口は増加傾向で推移してきましたが、平成 12 年をピークにゆるやかに人口減少が進んでいます。世帯数の増加が続く一方で、世帯人員は減少が続いています。

年齢3区分別人口・割合でみると、年少人口・生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の増加が顕著となっており、高齢化が進んでいることが分かります。



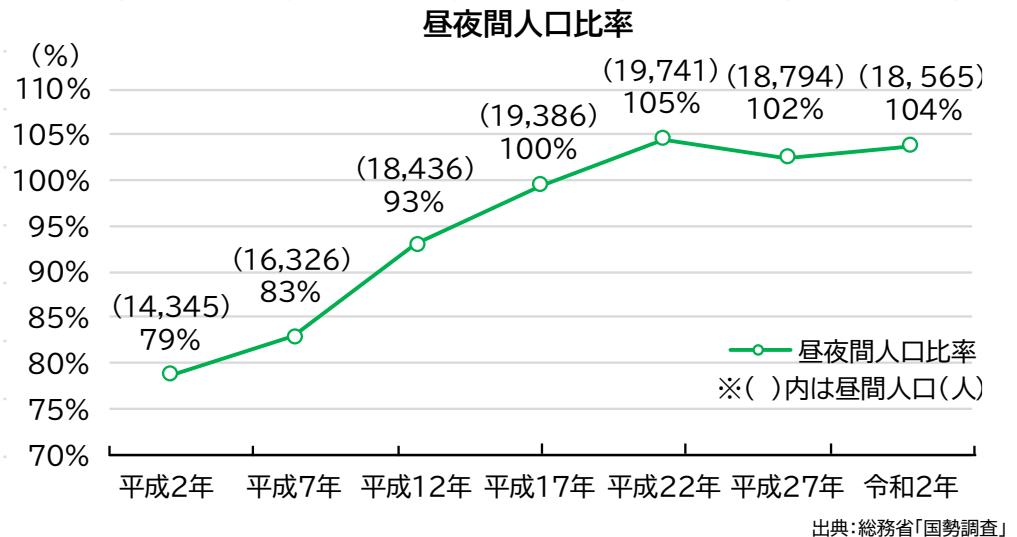
2) 人口動態の推移

自然増減については継続的に自然減が続いている一方で、令和に入ってからは減少幅が大きくなっています。一方、社会増減については平成 25 年以降、社会増が多くなっています。近年では、令和2年に社会減となっていますが、コロナ禍の影響が考えられます。それ以外の年では、社会増の傾向が続いている。平成 26 年に「嵐山町企業誘致条例」を制定し、新たな企業の誘致や既存企業の拡張等による外国籍の方を含む雇用の確保、平沢土地区画整理事業による良好な住宅地整備が進んだことなどが要因と考えられます。



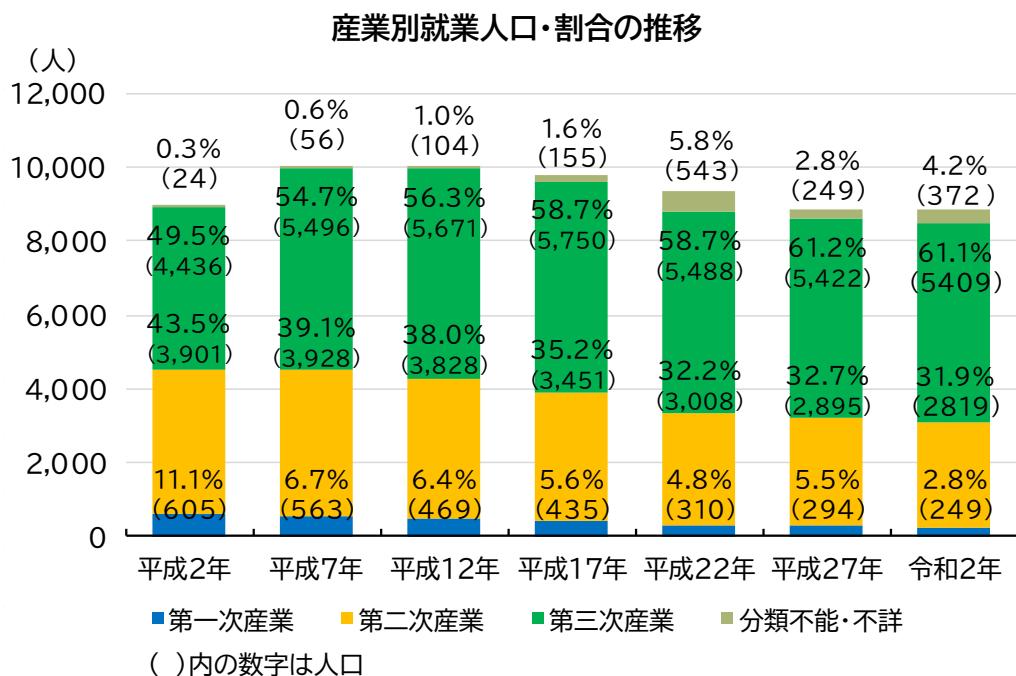
3)昼夜間人口指数の推移

平成2年以降上昇が続いている昼夜間人口比率は、平成17年以降は100%を越えていて、その後は105%前後で推移をしています。工場立地などを背景に昼間人口が伸びていることが分かります。



4)産業別就業人口の推移

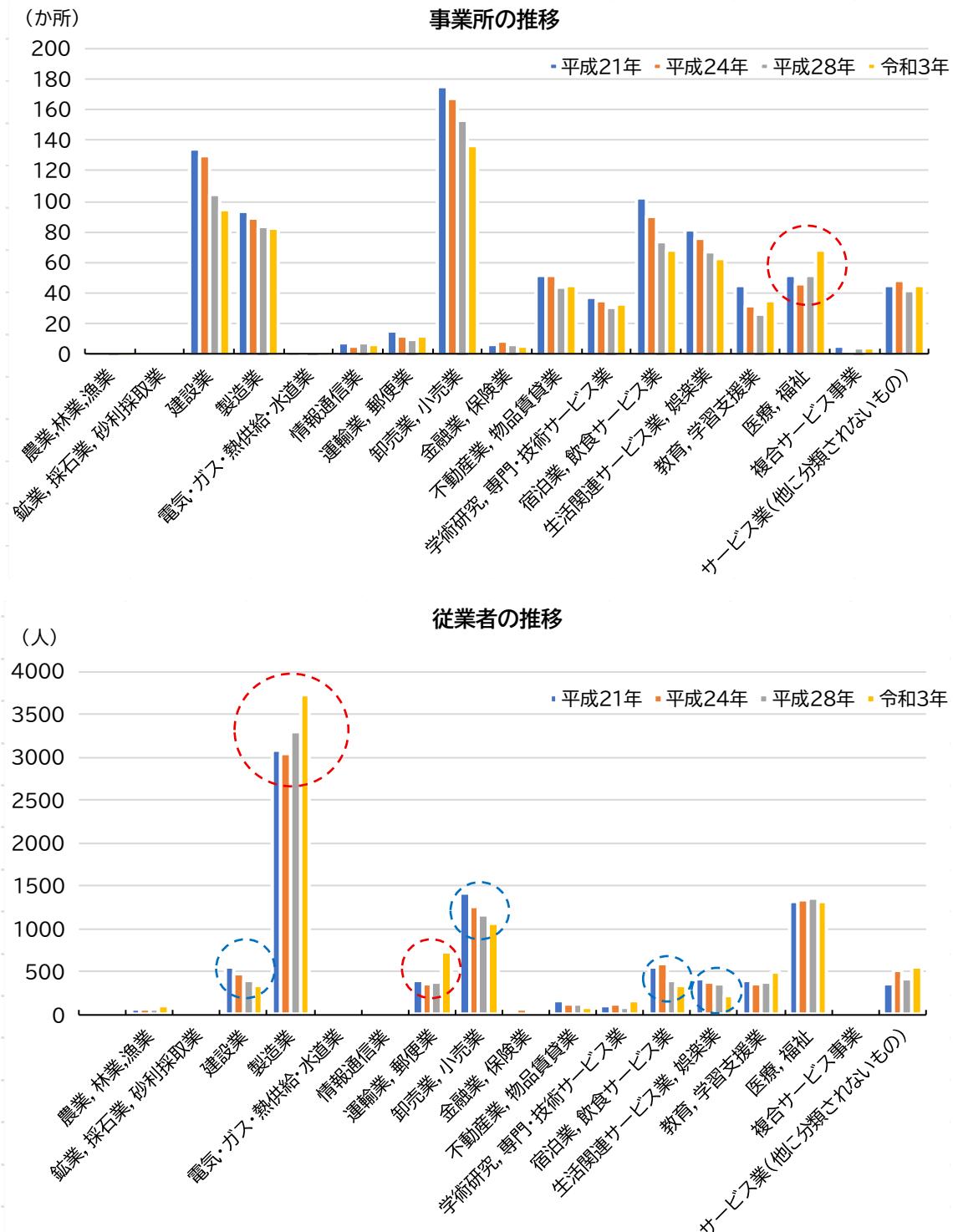
平成12年をピークに減少傾向が続いている。産業別就業人口割合の推移をみると、第1次産業、第2次産業については減少傾向が続いており、令和2年においては、第1次産業は2.8%、第2次産業は31.9%となっています。第3次産業の割合は増加が続いており、平成2年の49.5%から、平成27年の61.2%へと増加しています。令和2年では、ほぼ同水準で推移し、61.1%となっています。



5)事業所等の推移

事業所数は全体的に減少傾向にあります。近年、事業所数の増加がみられるのは医療・福祉の事業所となっています。

また、従業者数は製造業と運輸業、郵便業が増加傾向にあります。建設業と卸売業、小売業等は減少傾向が続いております。それ以外の業種については、同水準での推移が見られます。

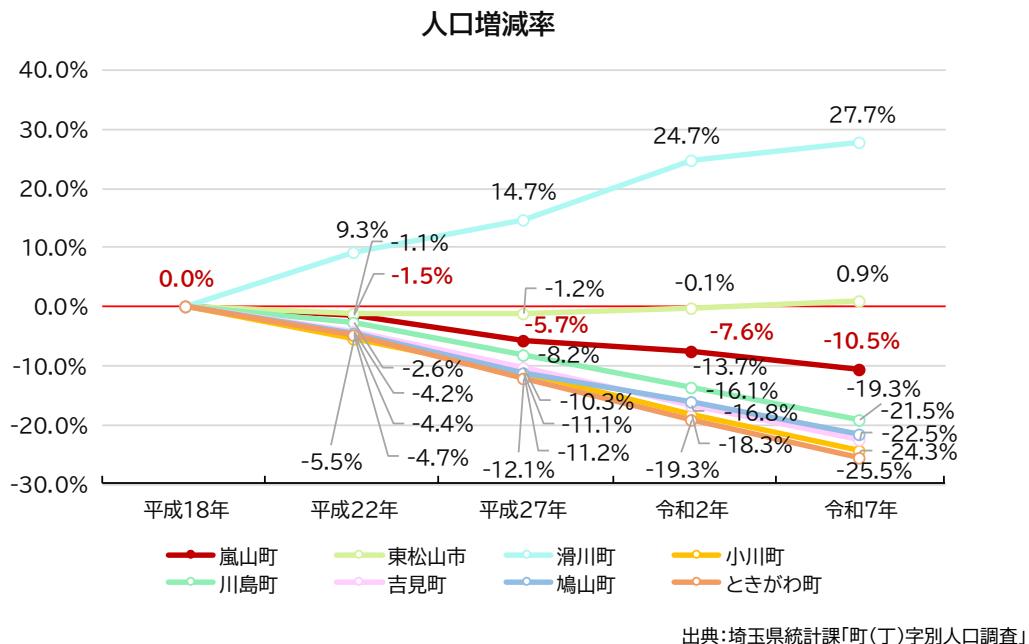


出典:(平成21年)埼玉県統計課「埼玉県統計年鑑」/ 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査結果」

(4)近隣市町の状況

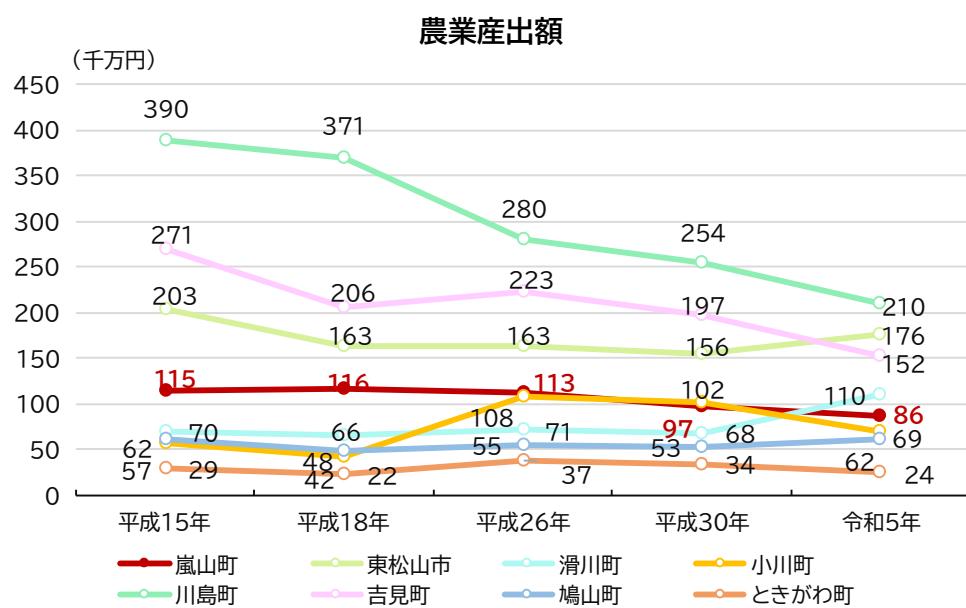
1)人口の状況

比企地域の人口増減率は、平成 18 年と比較して全体では減少が続いている。つきのわ駅周辺の大規模開発があった滑川町は、唯一人口が増加しています。平成 18 年と令和7年を比較すると嵐山町の増減率は△10.5%となっています。



2)農業の状況

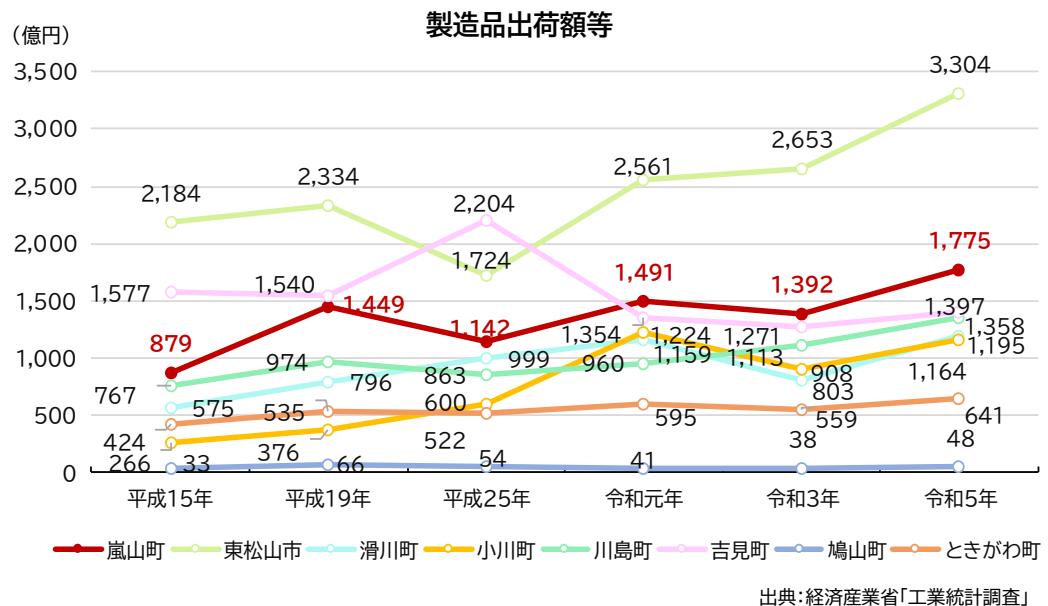
比企地域の農業産出額は、平成 15 年と比較して全体では減少が続いている。平成 15 年と令和5年を比較すると嵐山町の増減率は△25.2%となっています。



出典:関東農政局「埼玉農林水産統計年報」(平成 26 年～)農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

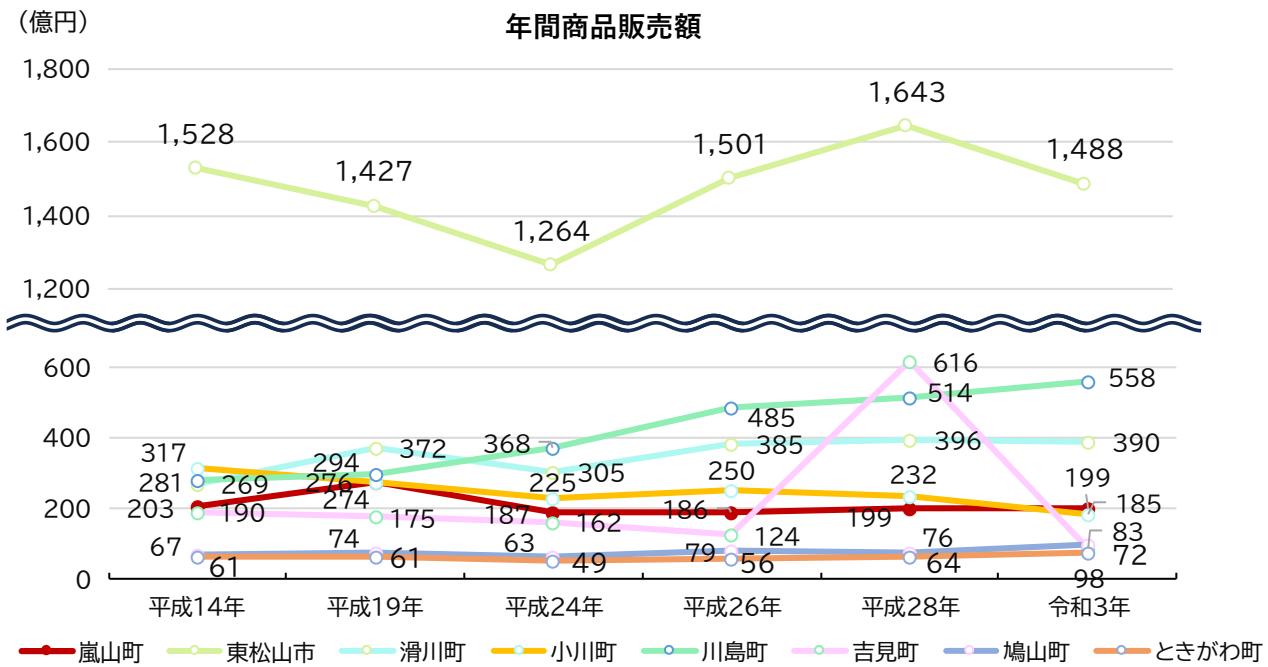
3)工業の状況

比企地域の製造品出荷額等は、平成 15 年と比較して全体では増加が続いている。平成 15 年と令和5年を比較すると、嵐山町は約 896 億円(101.9%)増加しており、工業団地への企業立地や関越自動車道「嵐山小川インターチェンジ」の開通などにより大きく伸びていることが分かります。



4)商業の状況

比企地域の年間商品販売額は、平成 14 年と比較して全体では増加が続いているが、嵐山町は平成 19 年以降緩やかな減少が続いており、平成 14 年と令和3年を比較すると増減率は△2.0%となっています。



第6次嵐山町総合振興計画 令和7年度改訂版(案) パブリックコメント用

4. 住民意識調査等の結果

(1) 嵐山町住民意識調査

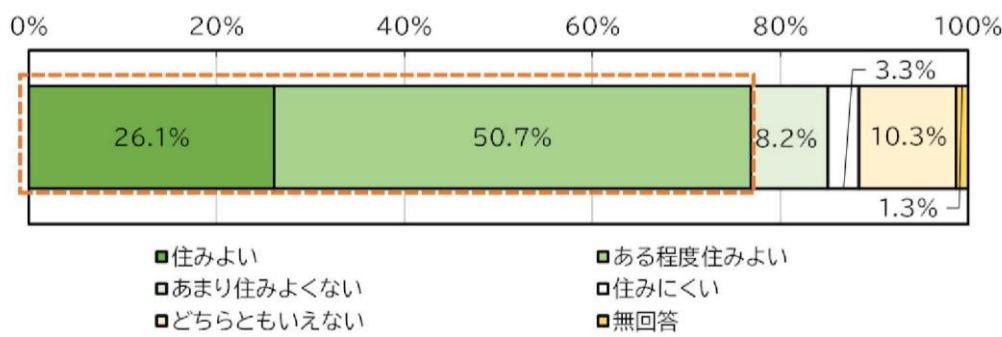
今後のまちづくりの指針となる本計画の策定にあたり、町民の方に町の住み心地やまちづくりの課題等についてご意見・ご要望などを伺いするアンケート調査を実施しました。

調査期間	令和元年12月9日～26日
調査対象	18歳以上の嵐山町民2,000人(住民基本台帳からの無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	958件(回収率47.9%)

■嵐山町の住みよさについて

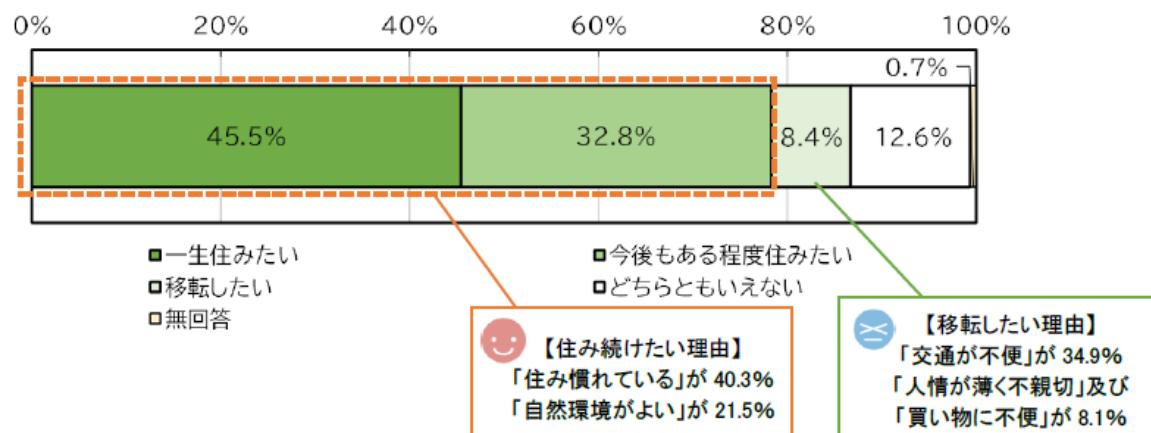
▶嵐山町は住みやすい、今後も住み続けたいと考えている方が8割。

嵐山町の住み心地について



嵐山町の住み心地については、76.8%の方が「住みよい」、「ある程度住みよい」と回答しています。なお、「住みにくい」は3.3%となっており、住み心地の良さを感じている方が多くなっています。

今後の居住意向

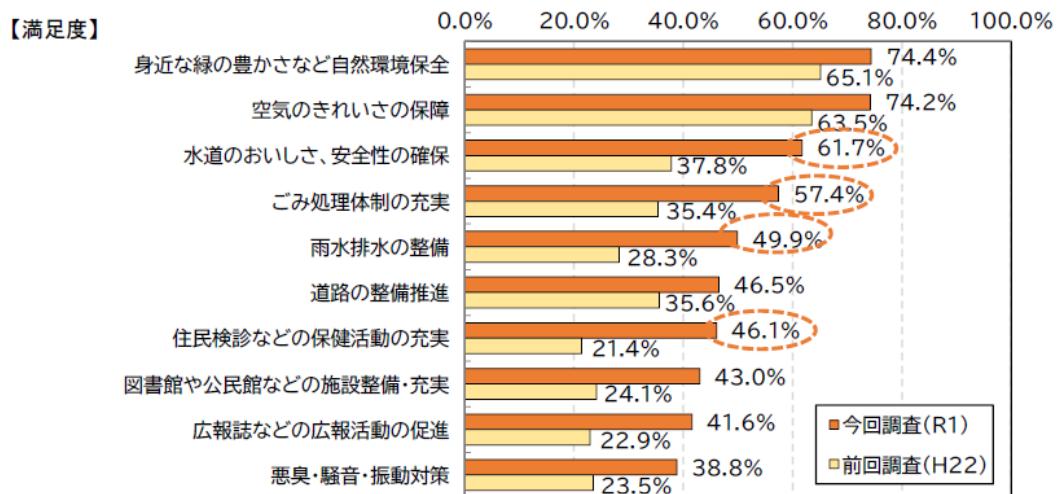


今後の居住以降については、78.3%の方が「一生住みたい」、「今後もある程度住みたい」と回答し、「移転したい」が8.4%となりました。

■生活環境の満足度

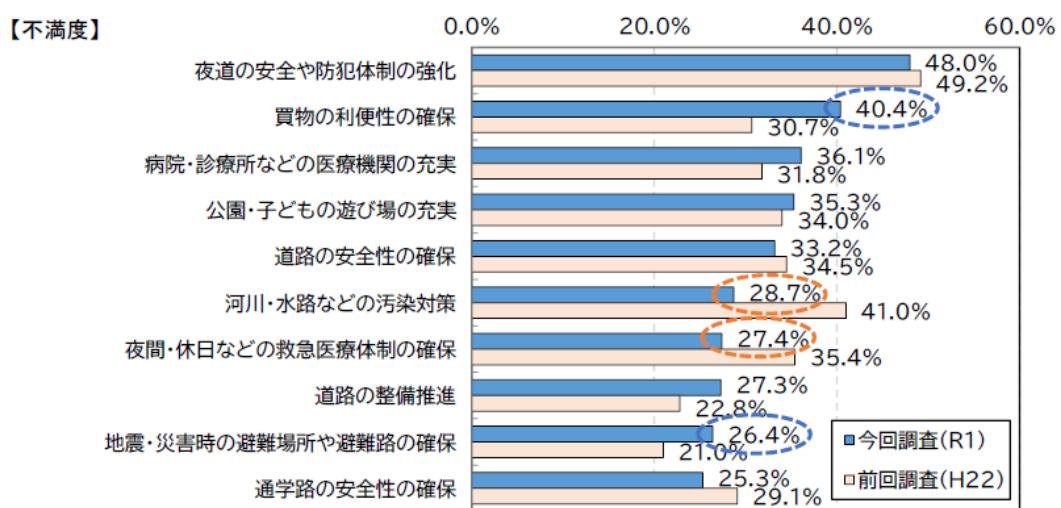
▶自然環境については満足度が高く、防犯・安全面や医療体制などは不満が高い。

生活環境における満足度の上位 10 項目



住まいの環境の満足度（「満足」と「まあまあ満足」の合計）については、「身近な緑の豊かさなど自然環境保全」が 74.4%で満足度が最も高く、次いで「空気のきれいさの保障」が 74.2%とそれぞれ7割以上が満足と回答しています。10 年前の前回調査と比較すると、全体的に満足の割合が大きく増加し、特に「水道のおいしさ、安全性の確保」、「ごみ処理体制の充実」、「雨水排水の整備」、「住民検診などの保健活動の充実」については 20 ポイント以上増加しています。

生活環境における不満度の上位 10 項目



一方で、不満度（「不満」と「やや不満」の合計）が高いものについては、「夜道の安全や防犯体制の強化」が 48.0%で最も高く、次いで「買物の利便性の確保」が 40.4%とそれぞれ4割以上が不満と回答しています。10 年前と比較すると、「河川・水路などの汚染対策」や「夜間・休日などの救急医療体制の確保」などの不満度は大きく減少しましたが、「買物の利便性の確保」、「地震・災害時の避難場所や避難路の確保」については 5ポイント以上増加しています。

■今後のまちづくりについて重点的に取り組むべき課題

▶医療体制の充実、公共交通の整備が重点加地ととらえられている。

年代別 まちづくりについての重点課題 上位3位

年代	1位	2位	3位
全体	医療体制の充実 38.6%	公共交通の整備 30.9%	高齢者福祉の推進 30.0%
10代	公共交通の整備 医療体制の充実 30.0%	道路網の整備、自然環境の保全、公園や緑地の整備 商業の振興、千年の苑ラベンダー園等の観光の振興 高齢者福祉の推進 20.0%	
20代	公園や緑地の整備 33.9%	公共交通の整備、子育て支援体制の充実 30.4%	
30代	子育て支援体制の充実 47.9%	医療体制の充実 46.6%	公園や緑地の整備 39.7%
40代	医療体制の充実 39.5%	子育て支援体制の充実 37.8%	防犯体制の推進 32.8%
50代	医療体制の充実 45.9%	公共交通の整備、高齢者福祉の推進 33.6%	
60代	公共交通の整備 34.9%	医療体制の充実 34.4%	高齢者福祉の推進 32.8%
70代	医療体制の充実 38.9%	高齢者福祉の推進 34.4%	公共交通の整備 29.9%

今後のまちづくりで重点的に取り組むべき課題については、全体結果をみると「医療体制の充実」が最も多く 38.6%、次いで「公共交通の整備」30.9%、「高齢者福祉の推進」30.0%となっています。年代別でも、「医療体制の充実」及び「公共交通の整備」の割合が高くなっていますが、20~30 代では「子育て支援体制の充実」、50 代～では「高齢者福祉の推進」が高くなっていることが特徴です。

■今後のまちづくりについての意見・要望

重点課題 1位～3位についての意見・要望

●医療体制の充実について【全体1位、10代・40代・50代・70代1位】

- ・ 武蔵嵐山病院も移転し、町内に病院が少ないと感じる。

●公共交通の整備について【全体2位、10代・60代1位】

- ・ 高齢者の免許返納などによる買い物、通院問題など、公共の交通手段が整備されないと廃れた町となる。
- ・ 交通の便が悪い。車がない人、高齢者は困る。
- ・ 公共施設への循環バスを多く出して欲しい。

●高齢者福祉の推進について【全体3位】

- ・ 高齢者が家に閉じこもらず参加できる講座、サークルを行って欲しい。
※無料、低額で参加できるもの。(例えば、書道、高齢者麻雀、編み物、英会話、スマホ教室等)
- ・ 病気別(食育、カロリー・食事制限等)の食事の在り方を教えて欲しい(指導をお願いしたい)。

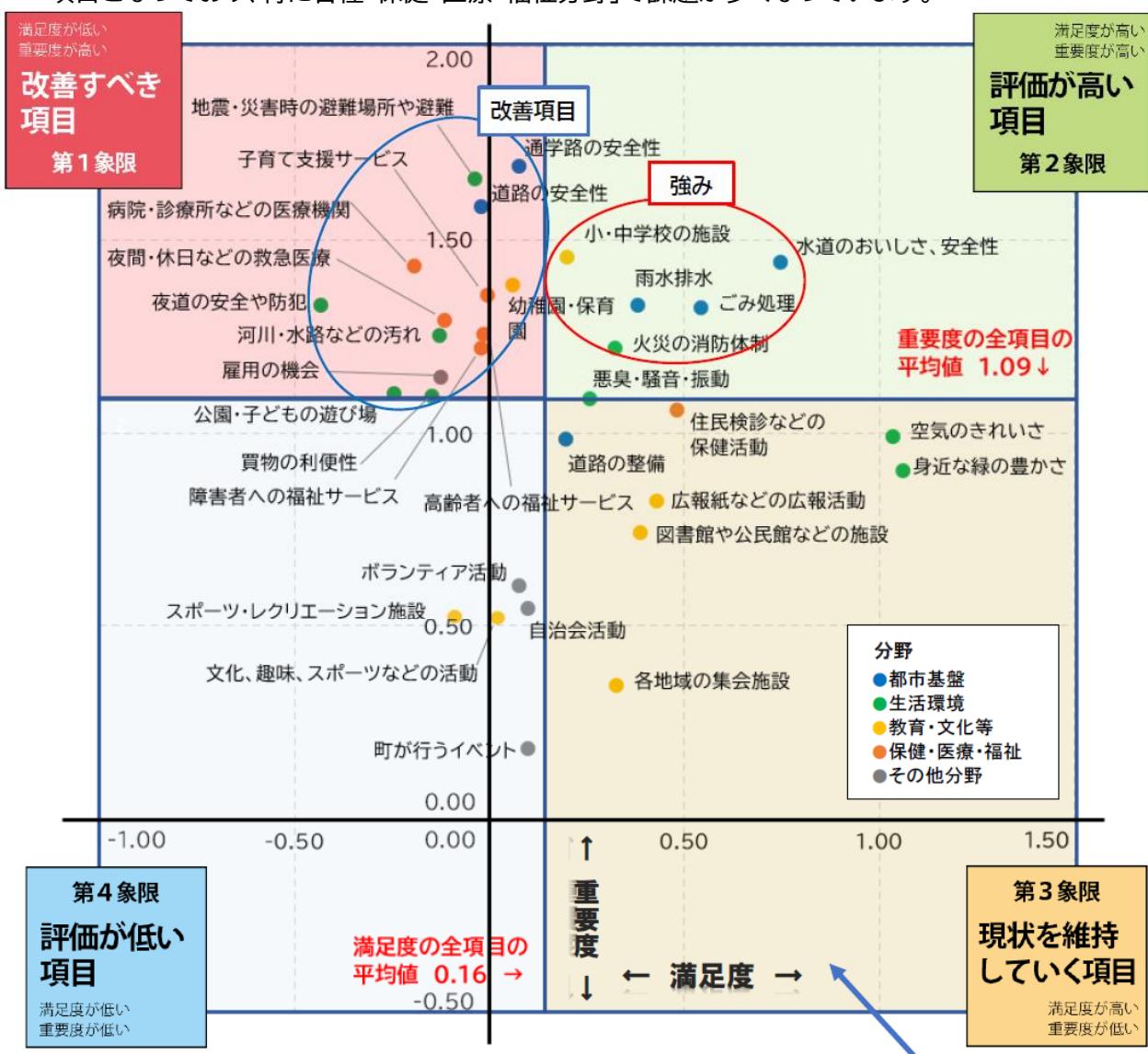
■分野ごとのまちづくりについて(満足度×重要度のCS分析)

▶保健・医療・福祉分野については最優先に改善していく必要がある。

住民意識調査を補完するものとして職員意識調査を行い、分野ごとのまちづくり施策について、住民意識調査の満足度と職員意識調査での重要度を重ねたCS分析※を行いました。

分布図をみると、第2象限に位置する水道のおいしさやごみ処理などの「都市基盤分野」、消防体制などの「生活環境分野」が強みとなっています。また、生活環境分野の中でも自然環境について、さらに「教育・文化等の分野」は満足度が高い項目が多くなっています。

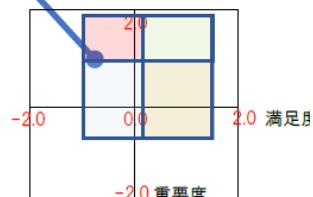
一方、第1象限に位置する道路等の安全性や防犯面、幼児教育や子育て、医療体制などが改善すべき項目となっており、特に各種「保健・医療・福祉分野」で課題が多くなっています。



【※CS分析とは】

CS分析は、満足度、重要度の回答を点数化し、各分野の項目ごとに平均して数値を算出します。満足度を横軸、重要度を縦軸として、点数化した各設問(項目)を分布することで、改善する項目と優先順位を明らかにする分析です。

上表は重要度と満足度の平均値により第1~4象限に区分けしています。



全体図(上の図は青枠部分を拡大したもの)

第2章 まちの将来像

「まち」は、土地に人が訪れ、暮らしを営むことにより存在します。まちづくりは、そこに住む人のためのものであり、住む人が幸せに暮らすために行われます。この計画の中で、土地をどのように活用するのか、将来の人口はどのくらいになるのか、どのような将来像を描くのかを定め、実現したい「まち」の姿に向かい計画的にまちづくりを進めます。

1. 将来像

“ウェルビーイングを感じられる暮らしを目指して”

嵐山町に住む町民全員がウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好で、持続的に満たされた幸福な状態）を感じて「嵐山町に住んでよかったです、これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを目指します。

「ひと」との交わりの中で居場所を感じられる幸せ

グローバル化が進む中で、多様性を認め合い、個性を発揮できる場があることは大切です。町には社会の様々な分野で活躍されている人や能力を持った人が大勢います。交流し学び合うことにより自分も相手も輝ける場が生まれます。また、将来を支える子ども達にとって家庭や学校以外にも居場所や学びの場があることは大切です。普段の生活とは異なる環境の中で多くのことを学び、豊かな感性や社会性、郷土愛が育まれます。

身近な「しぜん」から感じられる幸せ

町では幹線道路から少し足をのばすとそこには豊かな自然が広がり、一年を通じて四季の移ろいや彩りの変化を楽しむことができます。幼少期から身近にある自然に触れ合うことで豊かな感性が育れます。嵐山渓谷や国蝶オオムラサキの住む里山などを目指し町外から多くの人が訪れるなど豊かな自然は町のシンボルとなっています。

心豊かに安心した「くらし」を送れる幸せ

町には防犯や防災、子ども・高齢者の見守りなどを行う組織があり、多くのボランティアが日々活動し安心を提供しています。また、比企丘陵にある我が町は比較的地震の強い地域にあり、豊かな文化と歴史が今日まで受け継がれてきました。

町には、幸せを感じられる魅力がたくさんあります。しかし、人間関係の希薄化や人口減少、少子高齢化などにより、コミュニティ機能の低下、担い手不足による荒地の増加など、町の魅力を維持していくことが難しくなっています。

このような状況だからこそ、幸せを感じられる瞬間を与えてくれる「ひと」「しぜん」「くらし」を、一人ひとりが大切にし、人との交わりの中で学び育み、未来へつないでいく、こうした思いを込め将来像を次のように設定します。

将来像

未来へつなぐ ひと しぜん くらし ともに学び育むまち らんざん

この将来像の実現には、町民をはじめ、自治組織、各種団体、地元企業が「私たちのまち」という思いで積極的に行政に参画すること、互いに認め合い能力を発揮し合うことが大切です。また、様々な主体が参画することで新たな資産を創ることもできます。行政サービスの向上と持続可能なまちづくりを行いつつ、「ひと」「しぜん」「くらし」そして新たな町の魅力的な資産を住む人、活動する人、学ぶ人、そして訪れる人とともに磨き育んでいきます。

2. 土地利用構想

将来像「未来へつなぐ ひと しづん くらし ともに学び育むまち らんざん」の実現を目指し、社会情勢や財政状況を勘案しながら、計画的な土地利用を図ります。

(1)市街地

- ・ 住宅地では低層低密度を基本とし、産業地と調和を図りながら、良好な居住環境を確保します。
- ・ 武蔵嵐山駅周辺では町の玄関口にふさわしい、にぎわいや活気のある施設の集積を図ります。

(2)田園地域

- ・ 田園地域内の集落では地域の暮らしやコミュニティを維持するために必要な土地利用を図ります。
- ・ 優良農地では集約化と保全に努めます。適地では観光農業などの活用を検討します。
- ・ 森林は都市化の中でますます貴重となっていく自然環境であることから、保全を図りつつ周辺地域と調和した土地利用となるよう努めます。
- ・ 町の持続的な発展に資する一定規模の土地利用と認められるエリアでは、無秩序な市街地拡散を防止しつつ積極的な土地利用の在り方を検討します。
- ・ 国道 254 号沿道等では地域の活性化や暮らしの利便性を向上させるための土地利用を図ります。

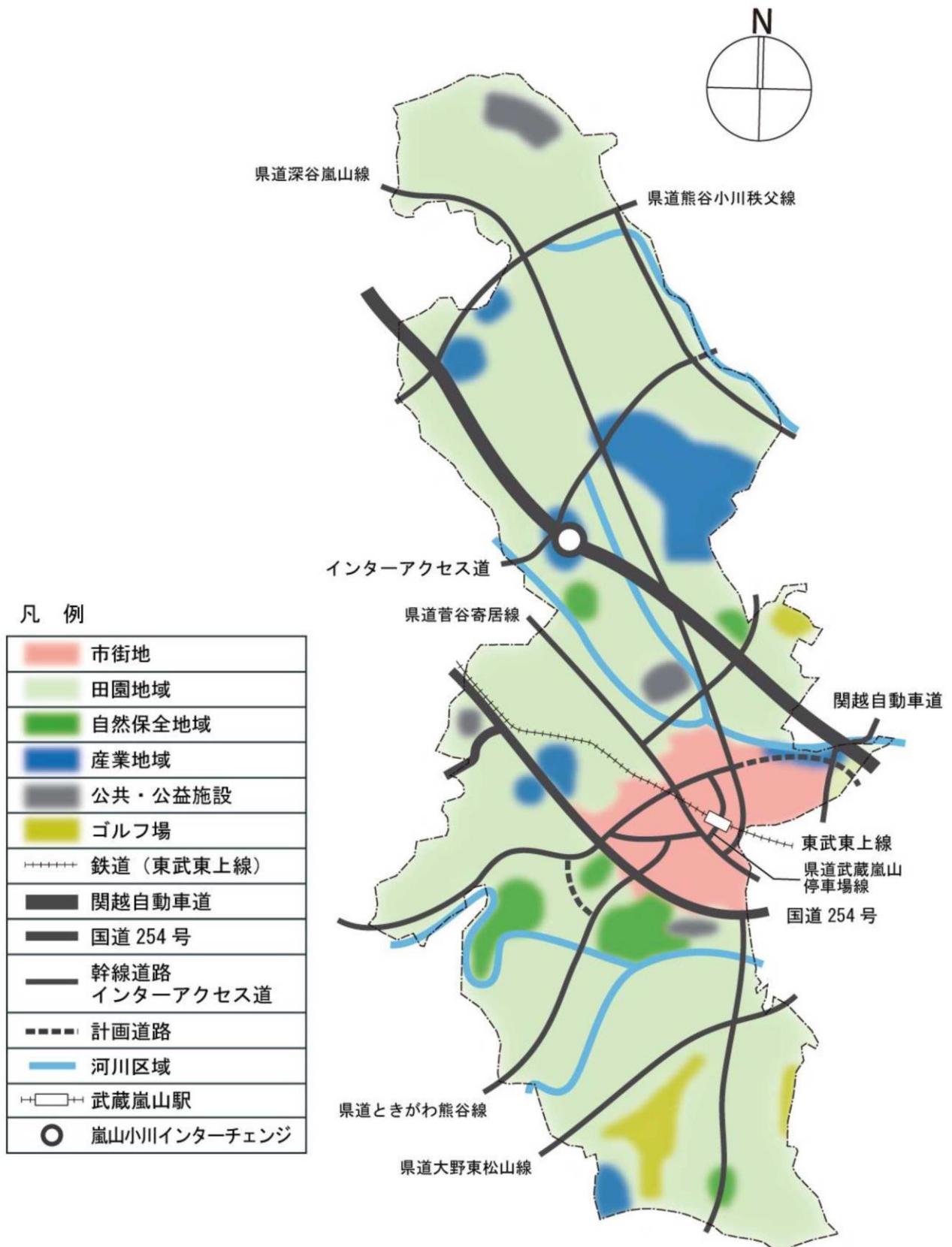
(3)自然保全地域

- ・ 自然保全地域では地域住民や活動団体、ボランティアなどとともに、里山環境や動植物の多様な生態系の維持に必要な保全に努めます。
- ・ 嵐山渓谷(さいたま緑のトラスト保全第3号地等含む)、オオムラサキの森、杉山城跡などは、町民・来訪者が自然と歴史に親しむことのできる場でもあることから、積極的に保全しつつ地域活性化のために観光やレクリエーションなどの活用を図ります。

(4)産業地域

- ・ 産業地域では産業の振興及び雇用機会の拡大に向け、周辺の田園環境と調和した工業・物流系土地利用の推進を図ります。

■土地利用構想図



3. 人口推計

国の人団は、平成 20 年(2008)をピークに減少傾向に転じており、令和 38 年(2056)には1億人を割り込み、2070 年(西暦)には約 8,700 万人になると予測されています。

町の人口は、国より早い平成 12 年(2000)をピークに減少傾向に転じており、今後も減少傾向が続くことは確実となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計では、令和 42 年(2060)に町の人口は、1.1 万人程度の人口になると見込まれています。

区分	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和42年 (2060)
人口	18,341人	17,889人	17,186人	16,390人	10,861人
年少人口 (14歳以下)	1,907人 (10.4%)	1,665人 (9.3%)	1,393人 (8.1%)	1,170人 (7.1%)	588人 (5.4%)
生産年齢人口 (15~64歳)	10,993人 (59.9%)	10,346人 (57.8%)	9,768人 (56.8%)	9,234人 (56.3%)	5,247人 (48.3%)
老人人口 (65歳以上)	5,441人 (29.7%)	5,878人 (32.9%)	6,025人 (35.1%)	5,986人 (36.5%)	5,026人 (46.3%)

※平成27年・令和2年は「国勢調査」

※令和7年・12年・42年の数値は「国立社会保障・人口問題研究所(社人研)」の推計

第6次嵐山町総合振興計画 令和7年度改訂版(案) パブリックコメント用

第3章 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、横断的かつ重点的・優先的に事業を進めるために位置づけるものです。重点プロジェクトに位置づけられた施策に該当する事業については、優先度の高い事業として積極的に展開します。

重点プロジェクトの考え方

町では、「第6次嵐山町総合振興計画」の策定以降、雇用確保や地域の活性化のため、武蔵嵐山駅周辺の整備や花見台工業団地の拡張を行ってきました。今回の改訂以降においても、川島地区における産業系土地利用の推進、都市計画道路の整備などを計画しています。また、よりよい教育環境を整え子どもたちの豊かな未来を実現するため、現在の菅谷小学校の校庭に新しい小中学校を建設する学校再編事業を実施し、令和11年度の開校を目指しています。これらの計画や事業により、人の流れや生活環境、地域の在り方などに大きな影響を及ぼすことが予想されます。

嵐山町に住む町民全員が、住んで良かった、生活に満足していると感じてもらえるように、住民意識調査等の改善すべき項目についても計画的に事業を実施いたします。

これらの課題を計画的に解決し、ともに学び支え合い、誰もが生きがいや居場所を感じ、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本計画では次の3つを重点プロジェクトと位置づけ事業を展開します。

子どものびのび成長プロジェクト

子育て世代が安心して子どもを産み・育てる環境をつくります

子どもたちが多様性を認め合い、個性を発揮して学び・育つ教育体制をつくります

家庭・学校・地域が交流することで子どもたちに文化・伝統を継承します

関係機関と連携し、国際感覚や郷土愛を育みます

みんなわくわく活躍プロジェクト

雇用を確保し、就職・結婚などのライフステージの変化による人口の流出を防ぎます

地元で働く世代が新たに挑戦することができる環境をつくります

企業活動を支える基盤づくりを推進します

嵐山町の認知度を上げ、より多くの人が町を訪れることでビジネスチャンスを広げます

地域いきいき安心プロジェクト

自主組織や消防団と地域や学校などが交流することにより、防犯・防災意識を高めます

犯罪を防ぎ、災害に強いまちをつくります

生きがいを持って暮らしを楽しめる場をつくります

誰もが健康を維持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります

1. 子どものびのび成長プロジェクト

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境、女性が活躍する社会を目指し、妊娠・出産から子育てまでのワンストップ支援、保育環境の充実に努めます。学校に安心して楽しく通える教育環境を整備し、子ども達の可能性を引き出す個別最適かつ協働的な学びの実現を目指します。地域の伝統文化を次世代の子ども達に伝え、比企地域及び町の豊かな歴史・文化を継承するとともに町への愛着や誇りを磨き育みます。

具体的な施策・事業

- ・妊娠・出産・子育て期の相談支援事業
- ・学童保育事業
- ・多子世帯保育料減免事業
- ・小中一貫教育推進事業 など

2. みんなわくわく活躍プロジェクト

農業の担い手の確保、地元企業や商店の活性化、新たに挑戦しようとする若者や起業家への支援、嵐山町への移住・定住などを推進します。工業団地への企業誘致や企業活動を支える基盤整備を進め、安定した雇用を確保します。武蔵嵐山駅周辺の整備、点在する観光資源の連携や効果的な情報発信により、人の流れを作ることで町内の経済活動の活性化を推進します。

具体的な施策・事業

- ・特産品開発事業
- ・商工会補助事業
- ・企業誘致事業
- ・武蔵嵐山駅西口地区整備事業
- ・観光まちづくり法人推進事業 など

3. 地域いきいき安心プロジェクト

町民が安心して暮らすことができるよう、防犯ボランティアや自主防災組織、消防団の活動を支援します。地域内の世代を超えた交流を広めることで、防犯・防災に強い安全安心なコミュニティづくりを目指します。防災訓練や意識の向上、防災拠点の整備などに努めます。コミュニティの中で生きがいをもって暮らしを楽しむことができるよう、交流の場や経験を活かせる場を提供するとともに誰もが健康で充実した生活を送れるよう支援します。

具体的な施策・事業

- ・コミュニティ推進事業
- ・防災対策事業
- ・嵐山おたすけサービス事業
- ・地域包括支援センター事業 など

第4章 基本施策

施策の体系

第1節 協同のまちづくり

1. コミュニティ・共同

地域コミュニティの活性化を図るため、地域における活動や町民のボランティア活動などへ支援を行い、町民主体のまちづくりを推進します。また、企業誘致等による雇用促進、地域資源・観光資源を活用した地域振興、結婚・子育ての支援等を通して、町の魅力を創出し、定住促進を図ります。さらに、町民が町に誇りを持てるよう、SNSなど情報発信ツールを活用した情報共有を図るなど、町民とともに協同のまちづくりを推進します。

2. 人権・平和

人権を尊重する地域社会を目指し、啓発活動や人権教育を推進し、相談体制の充実を図るとともに、性的マイノリティへの配慮など新たな人権課題に取り組みます。また、男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性の活躍支援に努めます。さらに、町民一人ひとりの平和意識や国際意識の醸成を図るとともに、国際理解を推進し、外国籍の方も住みやすいまちづくりを目指します。

第2節 ひとを育み、学び楽しむまちづくり

1. 子育て支援

子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」を実現するまちを目指し、こども家庭センターによる出産から子育てまでの一貫した支援の充実や子育てネットワークの構築、待機児童ゼロを目指した保育サービスの充実、子育て世代の経済的負担の軽減など、子育て支援を推進します。

2. 学校教育

幼児教育では「環境を通して行う教育」の実践に取り組むとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に取り組みます。義務教育では、学校、家庭、地域が連携・協力し、基礎学力、規律ある態度、基礎体力の定着を推進するとともに、グローバル化やICT化など時代に対応した教育を推進します。また、様々な社会変化を乗り越え、多様な人々と共同・協同しながら持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育てます。この目標を実現させるために、学校再編事業を実施し小中一貫教育の推進をいたします。

3. 社会教育・文化・スポーツ活動

誰もが生涯にわたって学べる環境づくりを目指し、交流センターを拠点として生涯学習活動、文化・芸術活動を支援するとともに、図書館サービスの充実を図ります。また、すべての町民がスポーツに親しむことができるよう、様々なスポーツ活動を推進します。さらに、町の文化財の適切な保存・管理に努めるとともにホームページ等あらゆる媒体を活用し周知を図り、歴史や文化財を活用した魅力あるまちづくりを進めます。

第3節 健康で互いに支えあうまちづくり

1. 健康づくり・医療

「何でも習慣、いいあんばい(塩梅)」を基本理念として健康長寿の延伸を目指し、運動習慣、食育など健康づくりに取り組むとともに、健康教育や各種健診、予防接種事業等に取り組みます。母子の健康づくりについては、妊娠・出産・育児・食育に関する正しい知識の普及・啓発、相談体制の充実などども家庭センターが中心となり母子保健と児童福祉面での支援に努めます。地域医療については、各種医療機関・保健所・近隣市町村と連携し、体制の充実に努めます。

2. 地域福祉・社会保障

すべての町民が、地域の中で自立した生活が送れるよう、地域福祉に対する意識啓発、福祉サービス利用の支援などを通して「支え合いのまちづくり」を促進します。また地域ボランティアなど地域福祉に関わる人材を育成します。国民健康保険については医療費の適正化、収納率の向上に努めるとともに、国民年金については、未加入者の加入促進や保険料の未納の防止に努めます。

3. 高齢者福祉

文化活動・スポーツ・ボランティア・就労などの生きがいづくりを通して健康長寿を目指すとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談体制の充実や地域と一緒に支援に取り組みます。また、介護が必要な高齢者などを社会全体で支えるため、介護保険制度の相談や情報提供の充実を図るとともに、介護保険事業の健全な運用に努めます。

4. 障害者(児)福祉

障害のある方の就労支援、地域住民との交流促進、障害に対する理解の啓発に努めるとともに、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう情報提供とサービスの利用支援を図ります。また、地域の中で安心して生活できるよう、専門的・継続的な支援に取り組みます。

第4節 自然とともに生きるまちづくり

1. 自然環境と公園・緑地

里山や森林、貴重な動植物などの保全を推進するとともに、ボランティア等の活動を支援します。また、オムラサキや貴重な地域資源を活用した環境学習、町内外の人が親しめる河川空間の創出に取り組みます。緑や花であふれるまちを目指し、緑化を推進するとともに、身近な憩いの場として魅力的な公園整備を推進します。

2. 持続可能な循環型社会

快適で美しく、清潔な居住環境の創出、まちなみの美化を目指すとともに、低炭素で災害に強い新たなエネルギーの導入や低炭素型ライフスタイルの検討など、人と地球に優しい暮らしを実践するまちを目指します。また、広域によるごみ・し尿処理の適正な処理を行うとともに、3Rの推進など、ごみの減量化、資源化に取り組みます。さらに、水質の保全や騒音・悪臭の調査確認などを行い、公害防止を図ります。

3. 上下水道

「嵐山町第2次地域水道ビジョン」に基づき、「安全・安心な水道水の供給」、「安定した水道」、「災害に強い水道」、「サービスの充実」、「堅実な経営」を目指した合理的・効率的な水道事業を推進します。また、市街化区域を中心に公共下水道の整備、その他の市街化調整区域を中心に町管理の合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水の適正な処理と公共水域の水質向上に努めます。老朽化する施設の点検、修繕等を行い、適切な維持管理を推進します。

第5節 安全・安心で活力あるまちづくり

1. 安全・安心なまちづくり

各種関係団体と連携し交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指すとともに、交通事故の起こりにくい環境づくりに努めます。防犯については継続的で地域にあった防犯活動を行い、地域一体となって犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。消費生活については、高齢者の見守り体制や相談業務の充実を図ります。消防・救急体制の強化、消防団や自主防災組織の活動の支援・充実を図り、地域の防災力強化に努めるとともに、広域的な連携により災害に強いまちづくりを目指します。

2. 計画的なまちづくり

「都市計画マスターplan」に基づき、地域の特性を活かした都市形成を進めるとともに、武蔵嵐山駅周辺において町の賑わいや活気のある施設の集積を図ります。幹線道路における交通の円滑化や安全性の確保を図るため計画的な整備や維持管理に努めるとともに、都市計画道路の整備を推進します。国県道については、安全対策や維持管理を要望していきます。公共交通については、鉄道の利便性向上を要望するとともに、町民の多様なニーズにあった総合的な公共交通の在り方やICTの活用を検討します。

3. 産業

農業については、農地の集約化や企業参入を促進するとともに、6次産業化を推進します。また農村環境の保全、森林や里山の荒廃防止に取り組みます。商業については、事業者の経営改善を支援し地域商業の振興を図るとともに、武蔵嵐山駅周辺地区において関係機関の連携のもと活性化を図ります。工業については、新たな産業用地の確保など企業誘致の推進、地元企業や創業者への支援に努め、地域経済の活性化を図ります。観光については、関係機関と連携し、地域資源・観光資源を活かした魅力ある観光事業の充実を図ります。また、嵐山の魅力を伝える観光PRを行うとともに、観光拠点である嵐山渓谷周辺などの更なる充実、ブランド力の向上を図ります。

第6節 推進方策

1. 行財政運営

行政サービスにおいては、行政改革・事務事業の改善、人材育成と人員の適正配置を図ります。また、社会全体のDX化実現に向けて、デジタルの力を活用したまちづくりを推進するとともに、持続可能な開発目標を達成するための自治体SDGsの取組を推進します。財政運営においては、総合的・継続的な事務事業の見直し、自主財源の確保、収納率の向上に努めるとともに、弾力性のある財政構造の維持により持続可能な自治体運営を行います。

第1節 協同のまちづくり

コミュニティ・協同

1-1-(1)地域コミュニティ・ボランティア活動

現況と課題

- ・地域コミュニティの活性化を図るため、地域での活動へ支援を行ってきました。
- ・自然災害の激甚化や少子高齢化、高齢者夫婦のみや単身世帯数の増加により、災害時にも互いに助け合えるコミュニティの維持が求められています。
- ・持続可能なコミュニティ活動を行うため、人口動態を鑑み行政区の適正化が課題となっています。
- ・自治組織への加入率の減少、コミュニティ運営に参加する会員の高齢化・固定化が進み、自立的な活動の継続や活動の縮小などが課題となっています。近年では防犯や見守り、歩道の草刈りなど共通の目的を持った少人数の活動団体も増えてきています。
- ・高齢やコロナで活動が中断されコロナ禍後活動を中断・終了するボランティア団体・個人が多数でてきている。若い世代も含め幅広い世代のボランティア活動への参加の呼びかけが必要となっています。
- ・自治組織からの要望や町政モニター、町民の声ボックスなどにより町政への意見等の把握に努めていますが、時代に合った手段を活用し、より迅速で広範囲な広聴活動が求められています。

基本的な方針

- ・よりよい地域社会の構築のため、町では積極的な情報提供や活動組織等の育成に努め、コミュニティ活動の活性化を推進します。地域コミュニティの自主的な活動の中で、多様性を認め合い個性を発揮することにより、豊かな感性や社会性、郷土愛を育み、まちづくりの担い手の育成につなげます。また、町民をはじめ、自治組織、各種団体、地元企業等など多様な主体が、互いに認め合い能力を発揮し合う体制を整え、それぞれの組織が心を一つにして取り組む協同の精神のもとまちづくりを進めます。
- ・人口減少、高齢社会において人的資源を有効に活用するため、ボランティア団体や個人ボランティアの活動を支援し、町民主体のまちづくりに努めます。ボランティア同士の連携を図り、ボランティアの推進体制を整備します。
- ・様々な手段により情報を収集し、積極的な広聴活動を行います。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
行政区の自治組織への加入率	73.7%	67.9%	77.0%	80.0%
嵐山町まもり隊登録団体数	20 団体	25 団体	30 団体	35 団体
ボランティア登録数	団体 38 団体	21 団体	40 団体	25 団体
	個人 20 人	7 人	25 人	10 人
ボランティアの活動回数	611 回／年	180 回／年	620 回／年	200 回／年

施策の内容

- 1) 地域コミュニティの活性化を図るため、自治組織への情報提供や町民の主体的な活動などを支援します。
- 2) 自治組織内外のコミュニティを活性化するため、各地域におけるコミュニティ団体や共通目的を持った団体の活動を支援します。また、町民に身近な拠点となる集会施設の維持管理等への支援に努めます。
- 3) 交流センターを町民の活動拠点とし、地域における中心的役割を担う人材を育成し、地域活動を支援します。
- 4) 町民主体のまちづくりを推進するため、SNS やオンラインツールを活用し、ボランティア活動の情報発信や参加促進を行い、幅広い世代にボランティア参加を呼びかけ、多くの町民がボランティア活動や各種団体活動に参加しやすい環境を整備します。
- 5) ボランティア活動の基盤となる人材の育成を支援していくため、ボランティアの連絡・連携・調整等を行い、活動の発展及び拡大を図ります。子育て、高齢者の見守り、高齢者の生きがいづくり、地域美化、防犯、観光、歴史文化等あらゆる分野にボランティア活動が活かされるよう、関係団体等と連携を図り、人と人をつなげる体制づくりに努めます。
- 6) 町民の声ボックス、ホームページを介した電子メールを始めとする様々な手段による広聴を行い、行政と町民や各種団体の情報の共有化とその充実を図ります。各種計画や重要な施策においてアンケートの実施や意見提出(パブリックコメント)を実施し、広く町民が参画できるよう推進します。

1-1-(2)定住促進

現況と課題

- ・比企地域の多くは、就職や婚姻、子育てを機に若者が転出してしまうケースがあり、人口減少や出生率の低下が課題となっています。
- ・定住促進を図るため、土地区画整理事業や子育て世帯等転入奨励事業、企業誘致事業などを行ってきました。今後も雇用拡大や町の知名度向上、出会いや子育て支援、より住みよい環境の整備等が必要となっています。
- ・日本全体でAI・IoTなどの新たなデジタル技術の活用や防災・減災対策の強化、見守り・防犯体制の充実など、強靭かつ自律的な地域の構築などが求められており、町においても適切な対応が必要となっています。
- ・国は二拠点居住やワーケーション制度を利用して、都市一極集中の是正や地域活性化を推進していますが、地方において空き家の利活用やサテライトオフィス等の設置、またそれに付随する通信インフラの整備等の体制整備が不足しています。

基本的な方針

- ・人口減少による地域コミュニティの希薄化、地域経済や行政サービスの低下を防ぐため、企業誘致等による雇用の確保、安心して結婚・出産・子育てができる社会や住みよい環境、安全・安心なまちづくりなどを目指します。また、デジタル化や防災・減災対策の強化、見守り・防犯体制の充実などの行政課題に適切に対応し、町の魅力を効果的に発信することで定住人口の増加を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
町内総生産額	85,652 百万円 (H29年度)	94,388 百万円 (R3年度)	90,000 百万円 (R4年度)	135,000 百万円 (R9年度)
納税義務者数	8,276 人	7,922 人	8,500 人	8,200 人
転入者数の増加(社会増減累計)	329 人増 (H28～R1年度)	335 人増 (R2～R6年度)	200 人増 (R3～R7年度)	300 人増 (R8～R12年度)
合計特殊出生率	0.87	0.91 (R5年度)	1.13 (R6年度)	1.09 (R11年度)

施策の内容

- 1)新たな企業誘致や地元企業への支援、新規就農モデルを活用した就農支援などにより、すべての産業において雇用の確保や就業機会の創出に努めます。また、高齢者や女性の就労支援を行い、働く意欲のある方々の就労機会の充実を図ります。
- 2)武蔵嵐山駅周辺の整備や町内に点在する地域資源・観光資源をつなぎ合わせ、一般社団法人嵐山町観光協会と連携し効果的な情報発信を行い、「嵐山町(らんざんまち)」の知名度向上と関係人口の増加を図ります。
- 3)結婚する機会の支援や妊娠、出産、子育ての総合的な支援を行い、未来志向の子育て支援の充実を図ります。
- 4)関係団体と連携し武蔵嵐山駅周辺の活性化や自然豊かな環境整備、建物等の適正管理の周知・啓発、空き家対策等を行い住みよい環境の充実を図ります。
- 5)地域住民や関係団体との協同により、地域の安全・安心を推進します。

1-1-(3)情報共有

現況と課題

- ・まちづくりについての行政の考え方や施策を町民に周知できるよう、より効果的な情報発信を行う必要があります。
- ・SNSの普及により、町民による情報拡散が重要となっており、時代に合った情報発信ツールの検討や魅力的な情報発信が課題となっています。
- ・町民とともにまちづくりを行うためには、行政に関する情報を広く公開し、説明責任を果たす必要があります。
- ・情報公開の原則を保ちつつ、行政情報の適切な保存と運用を図る必要があります。

基本的な方針

- ・町を知り、誇りと愛着を持てるよう、地域資源や郷土の文化・伝統など、町の価値を伝える広報活動に努めます。また、町民が町の魅力を積極的に発信し、町内外のつながりを強める手段としてSNSなどのツールを積極的に利用します。
- ・情報の発信・公開においては、個人情報の保護に十分配慮し行政への理解と信頼を高め、公平・公正で開かれた町政の推進に取り組みます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
広報に対する満足度	41.60%	-	50.00%	60.00%
ホームページのヒット数	167,010件/年	201,042件/年	180,000件/年	230,000件/年
公式Xのフォロワー数	1,263人	2,808人	2,000人	5,000人
LINEの友だち数	—	1,949人	2,500人	5,000人

施策の内容

- 1)まちづくりについての行政の考え方や施策の周知を図るため、必要な情報が掲載された読みやすい広報紙の発行に努めます。また、町を知り、誇りと愛情を持ってもらえるよう、特集ページの充実に努めます。
- 2)スマートフォンの普及などによりホームページの重要性は増しています。多くの方に迅速かつ正確に情報が伝わるようなホームページの構築に努めます。また、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが分かりやすく、見やすいホームページの更新に努めます。子育て支援や観光情報などについては、関係機関と連携しホームページを構築していきます。
- 3)SNS等情報発信ツールを有効に活用し、町の魅力を効果的に発信することで、町の知名度向上や関係人口の増加に努めます。
- 4)個人情報の漏洩を防止するため、管理を徹底するとともに、公開の指針を明確にします。運用においては迅速な公開を図りながら時代に即した行政情報の管理に努めます。

人権・平和

1-2-(1)人権意識

現況と課題

- 町では、差別のない住みよいまちづくりを目指して、平成6年に「人権尊重都市宣言」を公布し、人権問題の研修会や講演会、啓発物の配布、人権侵害から町民生活を守るための各種相談事業、学校での人権教育などを行い、町民の人権意識の高揚に努めてきました。
- インターネットを介したいじめや差別、偏見など、多様化する人権侵害に対する継続的な取組が求められています。
- LGBTQなど性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

基本的な方針

- 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの様々な人権問題について、町民一人ひとりが理解を深め、互いの人権を尊重する地域社会が構成されるよう、家庭、地域社会における啓発活動を推進するとともに、身近な相談体制を充実し、暮らしやすいまちづくりを目指します。また、学校や地域など、あらゆる機会を通じて人権に関する教育や啓発を行うとともに性的マイノリティの人に対する配慮など、新たな人権課題に取り組みます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
人権研修会の参加者数(延べ)	312人／年	110人／年	330人／年	350人／年

施策の内容

- 町民、企業、各種団体を対象とした人権啓発活動の充実を図り、計画的、総合的に人権施策を推進します。
- 人権問題を始めとする町民が抱える様々な問題の解決を手助けするため、関係機関と連携し、人権相談、行政相談、法律相談、迷惑相談等の相談体制の充実を図ります。
- 人権尊重の心を育むため、学校教育や社会教育活動を通じて人権教育を推進します。

1-2-(2)男女共同参画

現況と課題

- 町では、平成15年に「男女共同参画都市宣言」を公布した後、平成16年に「“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」、平成19年に「男女共同参画プラン」を制定し、町民、事業者、行政が協同して男女共同参画社会の実現に向け努めてきました。
- 女性活躍推進法の施行により、働き方改革をはじめ、様々な職場環境の改善が求められていますが、依然として性差に基づく課題が家庭や職場など社会全体に残っている現状にあります。
- 男女がお互いを理解し、誰もが性別を意識することなく活躍できる社会の実現のため、町としても対応が求められています。

基本的な方針

- 「男女共同参画プラン」に基づき、男女の人権が尊重され、自らの意思によりその個性と能力を発揮することができる社会の実現に向け、町民をはじめ、事業者、各種団体等の意識の醸成を図り、あらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組みます。

指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
審議会への女性の登用率	27.5%	30.7%	35.0%	38.0%

施策の内容

- 男女共同参画社会の実現に向けた意識の高揚を図るため、「男女共同参画機構」と連携し、ホームページや広報紙等、各種広報啓発活動を推進します。
- 男女共同参画に関する意識改革を図り、性別によって差別的な扱いを受けないことや個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、一人ひとりに合った多様な生き方、働き方が選択できる環境づくりを進めます。また、関係機関と連携しドメスティック・バイオレンス(DV)などの暴力に悩む町民への相談などを行います。
- 「男女共同参画プラン」で定められた計画に基づき、男女共同参画における事業の推進状況を定期的に検証するとともに、女性の社会生活における活躍を支援します。

1-2-(3)平和と国際化

現況と課題

- ・戦争によって平和な暮らしを脅かされることのないよう、あらゆる国の核兵器が廃絶され、世界の恒久平和が確立されることは全ての人の望みです。町では、平成 10 年に「嵐山町非核平和都市宣言」を行いました。真に平和な社会の実現のため、次世代に向けた平和意識の醸成と啓発活動を継続していく必要があります。
- ・町内における外国人住民が年々増加しており、今後さらに国際化が進展することが見込まれます。町では、ホームページやごみカレンダー等の多言語化に取り組んでいるところですが、多文化共生の推進に向けて、言語や生活習慣の違いに配慮した行政サービスの一層の充実を図るとともに、外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らせる環境の整備が求められます。
- ・国立女性会館(ヌエック)が「男女共同参画機構」に生まれ変わるにあたり、今後の連携等を見直しする必要があります。

基本的な方針

- ・世界の恒久平和のため、「嵐山町非核平和都市宣言」の趣旨に則り、町民と協同して啓発活動の充実に努め、町民一人ひとりの平和意識の醸成を図ります。
- ・関係機関との連携や国際交流を通じ、国際理解を深め、外国籍の方も住みよいまちづくりを目指します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和 7 年度)	(令和 12 年度)
日本語教室開催数	35 回	32 回	38 回	38 回

施策の内容

- 1)世界の恒久平和の確立と平和な社会を実現するため、平和の尊さを啓発する事業を推進し、町民の平和意識の醸成を進めます。
- 2)嵐山国際交流協会を主体に、関係機関と連携を図り、町民の国際感覚や郷土愛を育み、国際意識の醸成、国際理解の推進に努めます。
- 3)多言語による情報発信の強化や生活ガイドブックの作成、相談窓口の充実を図るとともに、外国人住民も安心して暮らせる多文化共生の地域づくりを推進します。

第2節 ひとを育み、学びを楽しむまちづくり

子育て支援

2-1-(1)子育て支援・保育サービス

現況と課題

- 急速な少子化の中でも、今後ますます社会での女性の活躍が進み、保育ニーズの増加が予想されます。また、保育サービスへのニーズは多様化しており、弹力的に対応する必要があります。
- 町では地域ニーズを捉えた教育・保育及び子ども・子育て支援サービスを円滑に提供するため、令和2年に「第2期後期嵐山町次世代育成支援行動計画」、「第2期嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域と連携した子育て支援に努めています。
- 町民ニーズ調査結果によると子育て世代の悩みについての相談先は、主に「祖父母等の親族」「友人知人」となっています。近年、子育ての悩みは多種多様化し、専門的な相談体制の充実・支援が求められています。
- 町では令和元年度に子ども家庭支援センターを整備するほか、令和6年度からはこども家庭センターを設置し、地域子育て支援拠点とともに相談体制の充実を図っています。

基本的な方針

- 地域全体で子どもや子育て家庭を支える地域づくりに向けて、「子どもの最善の利益」が実現するまちを目指し、子育て支援の充実を図ります。
- 町、関係機関、関係団体等が協同・連携して子育てネットワークを構築し、地域全体で子育て支援を推進します。
- 財政状況を勘案しつつ、子育て世代のニーズにあった経済的負担の軽減を図ります。
- 子育てしながら安心して就労し続けられるよう、引き続き待機児童ゼロを目指し、保育サービスの充実を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
地域子育て支援拠点の利用者数	4,806人／年	5,692人／年	5,700人／年	5,000人／年
待機児童数	9人	0人	0人	0人
保健指導・相談実施数	—	1,475件	1,500件	1,500件

施策の内容

- 1)こども家庭センターにおいて妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行うとともに、子育て中の親子の交流を目的とした地域子育て支援拠点においても、相談体制の充実に努め、情報提供やその他の援助を行います。
- 2)関係機関と連携し、延長保育、休日保育、障害児保育、病後児保育、一時預かり等多様な保育ニーズに合わせた保育所サービスの充実を図ります。
- 3)子育て中の保護者を会員とした、児童の預かり等の相互援助活動事業の充実を図ります。
- 4)児童が安全で安心して放課後を過ごせるよう支援するとともに、地域や関係団体との連携のもと、身近な場所に安全で安心して遊べる場を提供します。
- 5)子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当、こども医療費、ひとり親家庭等医療費等の支給、保育料無償化や減免など、子育て環境の向上に取り組みます。
- 6)支援の必要な状況にある子どもやその家庭に対し、生活習慣から学習支援までのサポート及び総合的な支援を行います。

学校教育

2-2-(1)幼児教育

現況と課題

- ・令和元年より幼児教育・保育の無償化が実現され、教育の質への関心が高まっています。町立幼稚園では、令和5年度より3年保育を実施しています。
- ・町立幼稚園と私立保育所では、それぞれが環境や地域性を活かした特色ある活動に取り組み、家庭や地域社会等と連携して幼児教育の充実に努めています。
- ・これから時代に求められる教育を実現していくため、幼稚園や保育所は幼児期にふさわしい生活やどのような資質・能力を育むのかを、明確化することが求められています。
- ・子ども達が未来社会を切り拓く力を育むために、幼稚園から小学校、中学校、高等学校までの教育の接続を図ることが期待されています。
- ・幼児期の教育に関する相談体制の整備など子育て支援等が課題となっています。
- ・町立幼稚園は令和7年度に開園55年を迎え、園庭や敷地内の県指定文化財日本赤十字社埼玉県支部旧社屋は地域の活動拠点となっています。

基本的な方針

- ・豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる嵐山町の子ども達を育てていきます。
- ・幼児教育では、幼児を取り巻く環境に自ら興味や関心を持ち、試行錯誤を重ねて環境へのふさわしい関わり方を身に付けていく「環境を通して行う教育」の実践に取り組むとともに、小学校への円滑な接続に向け、育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成に取り組みます。
- ・町立幼稚園は、地域における幼児期の教育センター的役割を担うよう相談体制の充実を図ります。また、園庭や県指定文化財日本赤十字社埼玉県支部旧社屋の開放を進め、町の活動拠点、地域交流の場としての活用を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
ボランティア (活動回数・人数)	—	6回・60人／年	6回・70人／年	6回・70人／年
外部人材活用 (活動回数・人数)	—	10回・50人／年	11回・60人／年	13回・80人／年

施策の内容

- 1) 幼稚園は家庭や町内、近隣、県内の教育機関と連携を図り、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。
- 2) 保護者との情報交換の場や保護者と幼児との活動機会の場を設けるなど、幼児教育に関する理解が深まるよう家庭と連携を図ります。
- 3) 豊かな自然や環境などの地域資源の活用や高齢者などの地域人材の活用、異年齢の子どもや高齢者との交流を推進し、地域と連携を図ります。
- 4) 幼児教育推進のため、小学校入学までに子ども達に身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」に取り組みます。

2-2-(2)確かな学力・豊かな心・健やかな体

現況と課題

- ・町には町立小学校3校と町立中学校2校(他私立中学校1校)があります。
- ・町では国・県の計画及び「嵐山町教育大綱」「嵐山町教育振興基本計画」に基づき「学びを通して夢を実現する人づくり」の実現を目指した総合的な教育振興の施策を進めています。
- ・確実に身に付けさせたい基礎的な学力や能力については、「学力向上推進委員会」、「規律ある態度推進委員会」、「体力向上推進委員会」を中心に組織的に取り組んでいます。
- ・「埼玉県学力・学習状況調査」結果より、国語科の「書く能力」の項目、全教科「記述式」の問で県平均正答率を下回る学校・学年が多く、また、「話を聞き、発表する」ことが「できる」と回答した割合が低かった学校・学年が多かったことが課題となっています。
- ・「新体力テスト」の結果からも、短距離走、握力で、県平均を下回る学校・学年が多かったことが課題となっています。
- ・社会状況の変化に伴い、孤食や欠食、偏った栄養摂取など家庭における食生活の乱れが課題となっています。

基本的な方針

- ・未来を担う児童生徒の心豊かな人間性を培うため、学校、家庭、地域社会が連携・協力し、一体となって子どもの基礎学力・規律ある態度・基礎体力の定着を推進します。
- ・グローバル化やICT化等の急速な社会変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値を生み出す創造力を育みます。
- ・家庭での食育を支援するとともに、学校においても食に関する指導の充実を図り、食育を推進します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
埼玉県学力・学習状況調査「学力の伸び」の合計値	小 78.2%	小 61.9%	小 80.0%	小 65.0%
	中 75.4%	中 66.0%	中 80.0%	中 70.0%
'規律ある態度'達成目標において8割以上の児童生徒が「できる・よくできる・だいたいできる」と回答した項目の割合	小 95.8%	小 88.9%	小 95.0%	小 100.0%
	中 86.1%	中 88.9%	中 90.0%	中 100.0%
新体力テストにおいて5段階総合評価A～Cの児童生徒の割合	小 85.5%	小 83.5%	小 85.5%	小 85.5%
	中 87.5%	中 77.1%	中 87.5%	中 87.5%
地元産の米・野菜の活用(年間使用率)	米 100%	米 100%	米 100%	米 100%
	野菜 25.4%	野菜 20.8%	野菜 30%	野菜 30%

施策の内容

- 1)「学力」・「規律ある態度」・「体力」の3つの達成目標の推進のため、各種調査やテスト等の結果を活用して課題を明確化し、学習指導の充実を図ります。学校・家庭・地域が一体となり児童生徒の規律ある態度の確立に努めます。
- 2)心豊かな児童生徒を育成するため、道徳教育、人権教育、環境教育、国際理解教育、情報技術教育や郷土学習の充実に努めます。
- 3)持続可能な開発のための教育(ESD)等、時代変化に対応した新たな教育を推進します。
- 4)教職員の授業力、言語活動への取組を適切に評価するとともに、各種研修会や研究会等を充実させ、教職員の資質の向上に努めます。
- 5)家庭における規則正しい生活習慣の確立のため、保護者への啓発や食に関する授業の充実を図るとともに、地元農産物を積極的に活用し、安全安心で特色ある学校給食の提供を図ります。

2-2-(3)学校教育環境

現況と課題

- ・町立小中学校の児童生徒数は、昭和 56 年の 2,831 人をピークにその後年々減少し、令和 7 年5月時点で 984 人となり、今後も減少していくことが想定されています。また、学校施設の老朽化についても課題となっています。
- ・共生社会の実現のために、多様なニーズに対応した教育体制の構築が求められています。
- ・特別な教育的支援を必要とする子ども達への早期からの切れ目ない支援や学びを提供するとともに、障害のある子ども達への生涯にわたる学びの支援、能力を育成していく必要があります。
- ・いじめ、不登校等の問題も生じており、原因は複雑・多様化してきています。
- ・町内のいじめ解消率は高くなっていますが、解決に向けては、引き続き関連機関や学校、家庭・地域と連携して一体となった教育環境の構築が求められています。
- ・すべての児童生徒の学びを保障できる教育ICT環境の整備等を目指し、校内無線 LAN の整備を含め児童生徒のタブレット PC が十分活用できる環境整備が求められています。
- ・タブレットPCの今後の活用方法や指導体制の充実、保守・整備及び更新費用の負担が課題です。
- ・教員の業務負担の軽減及び効率化のため、統合型校務支援システムの活用が求められています。

基本的な方針

- ・「ひとを育み、未来を拓く嵐山教育」を基本理念とし、小中学校の連携・接続を図り、特色ある教育を推進するとともに自らの学校に誇りを持ち、学校がまちのブランドとなるよう、学校教育環境の充実を図ります。令和 11 年 4 月の学校統合を見据え、児童生徒・保護者・地域の不安を払拭し、夢と希望を持てるよう着実に開校準備を進めます。
- ・児童生徒一人一人の発達状況に応じた適切な支援体制の構築や、家庭・地域や各関係機関との連携を図り、学びの支援に努めます。また、統合型校務支援システムを活用し教員の業務効率化を図り、児童生徒への総合的かつ持続的な指導を行います。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
1,000人当たり不登校児童生徒数	小17.2人	小30.8人	小15.0人	小10.0人
	中53.4人	中78.9人	中45.0人	中40.0人
教育相談件数(さわやか相談員相談件数)	949件／年	1,895件／年	950件／年	1,000件／年
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	小63.6%	小95.2%	小80.0%	小100%
	中79.9%	中74.0%	中90.0%	中100%
GIGAスクール構想の確実な更新(1人1台タブレットPC)	100% (R2年度見込み値)	100%	100%	100%
学校応援団登録者数	426名	176名	400名	180名
「親の学習」の参加率	99.2%	100%	100%	100%

施策の内容

- 1)児童生徒数の減少や学校施設の老朽化により損なわれつつある教育環境を改善するため、小学校3校を1校に統合、中学校2校を1校に統合し、将来の多様な教育の形に対応可能とともに、環境に配慮した新校舎建設を進めます。
- 2)学校の統合に際して検討が必要な諸課題について、嵐山町立学校統合準備委員会において、十分な協議を行います。
- 3)統合により廃校となる小中学校の跡地について、町全体の公共施設の在り方を踏まえ、有効な活用方法を多角的に検討します。
- 4)教育施設については、教育環境を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえた教育環境の整備、児童生徒の健康と安全確保、教育内容や教育方法の多様化に対応可能な整備を図ります。
- 5)「親の学習」や就学時、健診時、授業参観時における保護者への講座の充実に努めます。
- 6)学校応援団等の活動内容の充実・拡充を図り、地域と一体となった学校づくりを推進します。
- 7)幼児教育研究協議会及び校内・町就学支援委員会の適切な運営に努め、幼保小中・特別支援学校・関係課等との綿密な情報共有による幼児期からの切れ目のない支援体制を構築します。
- 8)障害のある児童生徒等に応じた教育環境を整備し、その充実に努めます。
- 9)教育相談員定例研修会及び教育相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の学内における相談体制の充実に努めるとともに、近隣の医療機関、小川町広域適応指導教室、家庭支援センター、児童相談所、警察署等との連携を強化し、子どもやその保護者の相談体制の充実を図ります。
- 10)不登校児童生徒への支援及び登校することはできるが教室へ入れない児童生徒への支援のため校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム(SSR))を設置し、学習を支援するとともに、課題解消へ向けた取組を推進していきます。
- 11)安心して学校生活が送れるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒及び保護者を支援します。
- 12)ICTを活用した学習活動計画などを立て、タブレットPCの積極的な活用を促進し、多様な学習を推進します。

社会教育・文化・スポーツ活動

2-3-(1)生涯学習活動・文化・芸術活動

現況と課題

- ・人生をより豊かなものにするために、様々な課題に応じ生涯にわたって学び自らの能力を高めていくことが重要です。誰もが生涯にわたり学び、地域の一員として活動できるよう支援する必要があります。
- ・町では各交流センターなど、町民の学びや交流の環境を総合的に整備し、地域社会の活力の維持及び発展に努めています。各種サークルも立ち上がるなど自主的な文化・芸術活動が展開されていますが、さらに積極的な情報提供に努め、町民へ幅広く周知していくことが求められています。
- ・図書館は所蔵資料等を提供する情報拠点、生涯学習のための学習拠点としての役割を担っています。また、利用者の多様なニーズにも応えられるよう資料・情報の収集・提供を行っています。
- ・図書館では一部劣化している箇所があり、施設の改修など適切な維持管理が課題となっています。

基本的な方針

- ・誰もが生涯にわたって学べる環境づくりを推進するため、各交流センターを生涯学習、社会教育の拠点として、様々な学習機会の場の提供及び文化・芸術活動の支援に努め、相互に自己を高め合う住民活動を広げていきます。また、生涯学習の成果の活用支援や地域の人的資源を活用した学習機会を提供します。
- ・図書館では多様化するニーズに適切に対応するため、施設整備を進めながら資料やサービスの充実を図ります。
- ・国立女性会館(又エック)が「男女共同参画機構」に生まれ変わるにあたり、嵐山まつりにおける新たな文化展の展開を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
交流センターの利用者数	83,679人／年	70,529人／年	90,000人／年	75,000人／年
町民1人当たりの年間図書貸出冊数	5.2冊／人	5.2冊／人	6.0冊／人	6.2冊／人

施策の内容

- 1) 町民の主体的な社会参加活動を支援し、生涯学習推進体制の充実に努めるとともに、町民の自主的な文化・芸術活動の支援・充実を図ります。
- 2) 町民の多様なニーズに対応するため、各交流センターを活用した総合的な生涯学習機会の更なる充実を図ります。
- 3) 学びの成果を活用する場として、発表会・展示会の開催や、図書館行事やイベント等におけるボランティアの活用を進めます。また、登録ボランティア等にも広く情報発信を行い、ボランティア活動等への橋渡しを支援します。
- 4) 「蝶の里町民講座」の講師を町民等から募集して、地域の団体、学校等へ派遣します。
- 5) 社会教育関係団体の育成・支援に努め、各団体の活動の活性化を図ります。また、地域活動への参加を促し、地域住民との連携を進めます。
- 6) 町民に本を通して「心の豊かさ」や「生きがい」を持てるよう、施設整備や蔵書、サービスの充実に努めます。また、地域文化推進の役割を担う図書館の活用を進めます。

2-3-(2)スポーツ活動

現況と課題

- ・町では町民がすこやかで健康な生活を送るため、昭和 62 年の「健康な町づくり宣言」において「すべての町民が進んでスポーツに親しむ」ことを掲げています。
- ・5月第2日曜日を「町民スポーツの日」とし、「ヘルシースポーツ・フェスティバル」を 10 月には「秋のスポーツ・フェスティバル」を開催している他、ランランマーチや各種スポーツ教室などの全年代を対象とした行事を開催しています。
- ・総合型地域スポーツクラブでは、すべての町民がスポーツに気軽に親しむ機会を提供しています。
- ・身体障害者団体との交流会を実施し、障害のあるなしに関わらず、多様な人々が相互に認め合いながらスポーツを楽しむインクルーシブスポーツの普及・促進を行っています。
- ・町では地域の生涯スポーツ団体や全国大会等に出場するアスリート・指導者などへの補助金交付及び表彰など、各種スポーツ活動を支援していますが、育成支援については課題があります。
- ・町民の多様なニーズに合わせたスポーツ機会の提供及び施設利用システムの推進、ニュースポーツなどの新たなスポーツ機会の提供及び情報発信が求められています。
- ・新たなスポーツ機会の提供として「モルック」を導入し、普及を図っています。
- ・部活動の地域展開の推進に向け、各種スポーツ連盟・様々な地域資源を活用したシステムを検討する必要があります。

基本的な方針

- ・すべての町民が、それぞれの目的や関心に応じスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ活動を推進するとともに、多様化するニーズに合わせたスポーツ活動ができる機会を創出します。
- ・アスリート・指導者の育成・支援を推進し、競技力の更なる向上を図り、嵐山町から世界に羽ばたくトップアスリートの輩出を目指します。
- ・国、県、財団等の助成金を活用して施設の修繕・改修を進めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
体育施設利用登録者数	3,390人	2,945人	3,500人	2,800人
総合型地域スポーツクラブと連携した事業数	2事業	3事業	3事業	3事業

施策の内容

- 1) 町民が年齢や性別などに関わらずスポーツに親しみ、自分の生活スタイルに合わせてスポーツ活動に参加できるよう、様々なスポーツ活動を推進するとともに、多様なニーズに合わせたスポーツ環境の充実に努めます。
- 2) 町民のスポーツへの参加を促すため、「町民スポーツの日」(5月第2日曜日)に関する事業の実施と周知に努めます。また、町内のスポーツ活動の情報が手軽に入手できるよう情報発信に取り組みます。
- 3) 障害のある方でも気軽にスポーツに触れる機会を積極的に提供するとともに、インクルーシブスポーツの普及及び理解を深める取組を推進します。
- 4) 地域の生涯スポーツ団体の適切な運営・活動を支援し、スポーツを支える人材の育成や活用を推進します。また、団体・企業等と連携し、全国大会等に出場するアスリート・指導者の活動支援及び育成を推進します。
- 5) 社会体育施設・学校体育施設などの施設開放事業を推進します。また、体育施設の適切な維持管理に努め、利用方法の見直しなどを行い、町民が快適に利用できる生涯スポーツの場を提供します。学校体育施設においては各小中学校と連携し、充実を図ります。

2-3-(3)文化財

現況と課題

- ・町は武蔵武士畠山重忠公や木曾義仲公のゆかりの地であり、国指定重要文化財向徳寺の阿弥陀三尊像(大字大蔵地区)を始め、多くの指定文化財等の豊かな歴史文化に恵まれています。
- ・菅谷館跡に加え、戦国期城郭の最高傑作の一つと高い評価の杉山城跡が平成 20 年に「比企城館跡群」として、松山城跡(吉見町)、小倉城跡(ときがわ町)とともに国指定史跡に指定されました。平成 29 年には「続日本 100 名城」にも選定され、多くの人が見学に訪れています。
- ・「杉山城跡整備基本構想及び整備基本計画」を策定し、保存及び活用を進めます。
- ・県指定文化財の旧日本赤十字社埼玉県支部旧社屋、古文書や埋蔵文化財など、町を代表する文化財の保存・管理や活用については課題となっており、適切に後世へ継承する必要があります。
- ・無形民俗文化財である獅子舞や祭囃子などの貴重な地域の郷土芸能は、その保存と継承のための後継者の確保・育成が課題となっています。
- ・町の博物誌は現在WEBサイトによる編さんが行われ、気軽に自然や歴史等に親しみ、活用できる資料を提供しています。
- ・豊かな地域資源を活用し、町の魅力向上につなげていく必要があります。

基本的な方針

- ・豊かな歴史文化の継承と活用に努め、歴史や文化財を活用した魅力あるまちづくりを進めます。
- ・町の文化財の適切な保存・管理に努め、ホームページ等様々な媒体を活用し、広く周知して町民の歴史文化への関心を高めるとともに、地域への愛着や文化財保護意識の高揚を図ります。
- ・特に国指定史跡杉山城跡は公有化に引き続き取り組むとともに、町の歴史の象徴として保存・活用を推進していきます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
指定文化財のパンフレット配布数	11,300部／年	8,000部／年	12,000部／年	10,000部／年
無形民俗文化財の活動者数	75人／年	84人／年	100人／年	100人／年
杉山城跡の公有化	87.6%	87.6%	100.0%	100.0%

施策の内容

- 1)国指定史跡杉山城跡について、引き続きすべての土地の公有化を図っていくとともに、「杉山城跡整備基本構想及び整備基本計画」に基づき、保存・活用を推進します。
- 2)各種関連団体と連携を図り、効率的な文化財の保護・保存・活用を推進します。また、埋蔵文化財は、町内の開発に対応しながら発掘調査・保存・活用を推進するとともに、調査・保存・公開のため、施設の整備を検討します。
- 3)町の伝統文化について保存・活用のための支援を推進するとともに、伝統文化を未来に継承する担い手を確保・育成するため、その魅力等発信を支援します。
- 4)郷土の沿革である嵐山町WEB博物誌の適切な管理を行うとともに、ホームページ等を活用し町内外への情報発信に努めます。
- 5)地域の活性化を図るため、地域資源でもある歴史・文化的遺産を整備します。また、国・県・町の指定文化財の保存に向け、所有者の理解を得て保存環境の整備・活用に努めます。

第3節 健康で互いに支えあうまちづくり

健康づくり・医療

3-1-(1)健康づくり

現況と課題

- 平成30年の男性65歳の健康寿命※は、17.13年で県内では57位、女性65歳の健康寿命は20.43年で県内では37位となっています。
- 町では、生活習慣病予防のための事業や健診後の健康相談等を行っています。
- 町全体の健康増進を目指すためには、健康づくりに取り組む町民を増やしていく必要があります。町と各地域とのパイプ役として重要な位置づけにある保健推進員とともに町民の健康意識を高めることが重要です。
- 疾病の予防対策として予防接種や各種検診を行うとともに、未接種・未受診者に対し、啓発、勧奨を行う必要があります。
- 新たな感染症対策のため、「新型インフルエンザ等業務継続計画」の策定が急務となっています。

基本的な方針

- 町民が主体的に運動習慣を身につけ、食生活も含めた継続的な生活習慣病予防に取り組めるよう、「何でも習慣、いいあんばい(塩梅)」を基本理念とし、健康長寿の延伸を目指します。疾病の早期発見・早期治療のため、がん予防重点健康教育、各種がん検診及び特定健康診査等を行います。また、予防接種率の向上に努めるとともに、新たな感染症対策等の強化を図ります。

※埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間、具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
20歳以上のやすらぎトレーニングルーム利用者数	実人数 350人／年	243人／年	400人／年	400人／年
	延人数 16,800人／年 (R2年度見込み値)	10,095人／年	19,200人／年	12,000人／年
健康割合の増加(健康寿命の平均余命に占める割合)	男性 89.5%	90.3%	90.9%	92.3%
	女性 84.3%	84.0%	85.9%	87.4%
	(H30年度)	(R4年度)	(R5年度)	(R10年度)
高齢者予防接種率	インフルエンザ			
	46.8%	46.8%	52.0%	55.0%
	肺炎球菌			
	22.5%	19.3%	27%	25.0%
がん検診受診率	18.8%	8.56～8.74%	21%	12.0%
基本健康診査受診率	12.1%	13.1%	50%	20.0%
コバトン ALKOO マイレージ登録者数	—	R6末 551人	800人	900人

施策の内容

- 1) 町民の健康に対する意識を高め、健康でいきいきとした生活が送れるよう、心と身体の健康に関する相談・教室等を実施し、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、関係部署と連携し、健康づくりの機会の提供として運動施設の利用を促進します。
- 2) 町民一人ひとりが自ら食育に関する取組を実践し、望ましい食習慣を習得できるよう、関係部署との連携を図りながら食育の推進を図ります。
- 3) 生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向け、各種がん検診等の内容や効果を周知し、受診率の向上を図ります。
- 4) 予防接種法等に基づく定期予防接種の勧奨を行い、町民の生命、健康を守り、町民生活に及ぼす影響を最小とするよう努めます。

3-1-(2)母子の健康づくり

現況と課題

- ・妊娠期に正しい知識を持って安心して妊娠・出産に臨めるよう、プレママ・プレパパ教室や妊婦健康診査の助成を実施しています。また、乳幼児の健康管理や家族の育児不安を解消するため、乳幼児の家庭訪問や年代に応じた健康診査を実施しています。各種教室・相談においても、育児に関する正しい知識の普及を行っています。一方、心身の発達に遅れのある幼児等については、発達を促すとともに親の育児不安の軽減に努めています。
- ・母子保健と児童福祉の両面から妊産婦、乳幼児等の実情を把握し、虐待等の早期発見、予防、早期支援に努めています。また、こども家庭センターの開設に伴い、子育てに関する様々な情報が得られるワンストップ拠点として妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援ができるよう、体制の強化と関係機関との連携が求められています。
- ・疾病の予防対策として予防接種や各種検診を行うとともに未接種・未受診者に対し、啓発、勧奨を行う必要があります。
- ・食に関する正しい認識は、生活習慣の基礎になるためとても重要です。妊娠期の朝食摂取率は低く、栄養バランスの乱れもみられます。子どもの食生活及び食事環境は母親による傾向にあるため、妊娠期からの食育の導入が課題となっています。

基本的な方針

- ・母子の健康づくりのため、妊娠・出産・育児・食育に関する正しい知識の普及・啓発や、相談体制及び支援体制の整備に取り組みます。また、こども家庭センターを中心に、母子保健と児童福祉の両面から妊産婦、乳幼児等の実情を把握し、虐待等の早期発見、予防、早期支援に努めるとともに、子育てに関する様々な情報が得られるワンストップ拠点として体制の強化と関係機関との連携を図ります。食育については、幼児期から将来にわたり一人ひとりが望ましい食生活を送れるよう支援体制の充実を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
親子クッキングの参加組数	30組	4組	30組	10組
乳幼児予防接種率	95.00%	78.20%	95.00%	95.00%
乳幼児健康診査受診率	98.00%	98.90%	100.00%	100.00%
産婦、乳児の訪問率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
妊婦健康診査受診率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

施策の内容

- 1)集団検診、各種相談・教室等、町の健康づくりと健康に関する交流の拠点としてこども家庭センターセンターの維持・活用を図ります。
- 2)安心して妊娠・出産に臨めるよう妊婦健康診査の助成を行い、受診を促します。
- 3)子どもを望む夫婦を対象に相談や検査・治療費の一部助成を行います。
- 4)乳幼児の各年代に応じた健診を実施します。また、育児不安の軽減や、正しい知識の普及啓発のため、乳幼児訪問や各種教室・相談を行います。
- 5)子どもの発達の促進、保護者の育児不安の軽減を図るため、おやこ教室・すぐすぐ相談を実施するとともに、幼稚園・保育園への発達支援等巡回訪問を実施することで、園との連携による子どもの発育発達の支援 及び虐待予防につなげます。
- 6)予防接種法等に基づく定期予防接種の勧奨を行います。また、子ども達が健康に育つよう、効果を見極めつつ法定外予防接種の助成に努めます。
- 7)妊娠期を重点とした食育の推進を図るため、知識の普及や食生活に関する教室、相談などを行います。また、育児期においても健診や教室などで引き続き知識の普及を図るなど家庭での食育を推進します。

3-1-(3)地域医療

現況と課題

- ・町では各種医療機関・保健所・近隣市町村と連携し、休日夜間救急医療体制や休日当番医体制、小児・救急医療体制、寝たきり者歯科保健医療など、地域医療の充実を図ってきました。しかし、住民意識調査では今後重点的に取り込むべき課題の最上位に「医療体制の充実」が挙げられており、地域医療の更なる充実が求められています。また、利用者が少ない事業については、制度や取組を広く対象者に周知する必要があります。
- ・災害の激甚化に伴い、大規模な災害時における医療提供体制の充実が求められています。また、新たな感染症対策における医療体制は、地域医療とのバランスなど様々な課題があり、医療機関と連携のもと、対策を検討する必要があります。
- ・献血は年20回程度実施していますが、献血者の確保が課題となっています。

基本的な方針

- ・「埼玉県地域保健医療計画」に基づき、各種医療機関・保健所・近隣市町村と連携し、地域医療体制の充実に努めます。
- ・大規模災害時における医療救護体制の充実に努めるとともに、新たな感染症対策について検討していきます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
寝たきり者歯科保健医療事業の利用者数	3人／年	4人／年	8人／年	8人／年
献血者数	582人／年	403人／年	600人／年	650人／年

施策の内容

- 1) 医師会、保健所など各種関係機関の協力のもと、休日夜間救急医療体制や休日当番医体制、小児救急医療体制などを維持します。
- 2) 寝たきり者歯科保健医療など利用者の少ない事業について周知を図ります。
- 3) 医師会・歯科医師会・薬剤師会との協定等により、地震や風水害などの大規模災害時における医療救護体制を充実し、町民の健康管理に努めます。
- 4) 新たな感染症対策について、関係機関と連携し検討していきます。
- 5) 血液の安定的な確保を図るため献血の啓発を積極的に行い、献血者の確保を図ります。

地域福祉・社会保障

3-2-(1) 地域福祉活動

現況と課題

- ・町民の誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指し、町民の主体的な参加と事業者、行政の連携・協同による支え合いの仕組みを構築し、推進してきました。
- ・少子高齢化や社会状況の変化により、高齢者・障害者・母子父子家庭・低所得世帯が増加しており、暮らしに関する支援の需要は増加かつ複雑化しています。また、地域の希薄化により、互助力が弱まりつつあり、各世帯の孤立や高齢者・障害者・児童の虐待等が問題となっています。
- ・ボランティアは、減少傾向にあり、新たな団体構成員の確保が課題となっています。
- ・平成 28 年、国は「我が事・丸ごと」として地域住民の支え合いによる地域共生社会の実現を提唱しています。町においても、ボランティア活動の担い手が減少していく状況を考慮し、地域の中で互いに支えあうまちの形成などの取組を進めていく必要があります。
- ・災害時・緊急時の地域での対応、閉じこもりや社会的孤立の予防等が課題となっています。

基本的な方針

- ・すべての町民が、地域の中で自立した生活を送れるよう、各関係機関との連携を深め、地域福祉に対する意識の啓発・醸成や、町民参加の推進、福祉サービス利用の支援などを通じて、地域が一体となり、ふれあいを大切にした「支えあいのまちづくり」を促進します。
- ・地域ボランティアの発掘・育成など地域福祉に携わる人材の確保・育成に努めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
重層的支援体制整備	—	—	整備	支援会議 10 ケース／年

施策の内容

- 1)すべての町民が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等とともに「支えあいのまちづくり」を支援します。
- 2)地域におけるボランティア活動を支援し、活動の充実を図ります。また、生活支援体制整備事業の枠組みの中でボランティアの確保・育成を支援します。
- 3)災害時・緊急時に、高齢者・障害者等要援護者を支援するため、援護を要する人を明らかにした「支え合いマップ」の適宜更新を行います。
- 4)貧困、虐待、孤立など複合的な課題を抱える地域住民の課題解決のため、包括的な支援を行います。

3-2-(2)社会保障制度

現況と課題

- ・国民健康保険は、埼玉県が保険者となり、国保財政運営責任主体として運営し、町が保険証交付、保険給付、保険料徴収などを行っています。
- ・保健事業として実施している特定健康診査は年々受診率が向上していますが、若年層の受診率向上が課題となっています。
- ・後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療広域連合が資格の管理、保険料の決定、給付などを主に行い、町が保険証交付、保健事業の実施、各種申請書の受付、保険料徴収などを行っています。
- ・国民年金事業として町では、国民年金の制度の理解を促すため普及啓発を行っていますが、未加入者の加入促進に向けて、更なる周知を行う必要があります。

基本的な方針

- ・国民健康保険については、医療費の適正化、保健事業の推進、国民健康保険税の収納率向上を図るなど、健全な財政運営を維持します。
- ・後期高齢者医療制度については、制度の周知を図り、健全な運営に努めます。
- ・国民年金については、制度の周知を図り、未加入者の加入促進や保険料未納の防止を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
国民健康保険税の収納率	87.8%	89.5%	88.8%	90.0%
後期高齢者医療保険料の収納率	99.29%	99.54%	99.40%	99.50%

施策の内容

- 1)国民健康保険制度については、制度の周知を図るため、広報活動を積極的に行い、保険税の収納率の向上を図ります。また、健全な財政運営に資するため、特定健康診査等保健事業による疾病の早期発見、レセプト点検の実施、法定外繰入金の解消などを行います。
- 2)後期高齢者医療制度については、制度の周知を図り、医療制度の安定的な運営に努めます。
- 3)国民年金制度については、制度の周知を図り、被保険者の受給権を確保するため未加入者の加入促進及び国民年金保険料の未納の防止に努めます。

高齢者福祉

3-3-(1)高齢者の生きがいづくり

現況と課題

- ・町では高齢者の就労支援としてシルバー人材センターへの補助や老人クラブへの活動費の補助を行っています。
- ・シルバー人材センターは、高齢者の活躍の場として多くの町民が活動しています。現状では、新規の入会が伸び悩んでおり、また会員全体の平均年齢も高くなっています。受託金額は増加している一方、委託された業務と会員が希望する業務のミスマッチなどが課題となっています。
- ・老人クラブは、会員の減少や高齢化、役員のなり手不足、若手リーダーの不足などが課題になっており、会員の確保・組織運営などの見直しの必要があります。
- ・令和6年10月の内閣府「高齢社会白書」による高齢化率は、全国で29.3%、埼玉県で27.5%、町では35.0%となっており、国・県より高齢化が進んでいます。
- ・町では、介護保険制度以外のサービスや地域包括支援センターによる総合相談・支援を行っていますが、高齢者のみの世帯・高齢者単身世帯や、近くに親族がない又は身寄りのない高齢者が増えており、支援体制の充実が課題となっています。一人暮らしの高齢者などへの声掛けや話し相手、子どもの見守りなど地域の支え合い活動の取組が求められています。
- ・高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、地域の包括的な支援・サービスの提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を目指し、体制整備に取り組んでいます。

基本的な方針

- ・高齢者に関する総合的な相談に応じ、問題解決のために、様々な制度や地域資源を活用した支援に取り組みます。
- ・高齢者の孤立を防ぎ、元気な高齢者が長く快適に暮らし、文化活動やスポーツ、ボランティア活動、就労等を通して積極的に生活できるよう健康長寿の向上を図ります。
- ・高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域と一体となった支援体制づくりを進めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
シルバー人材センターの就業率	92.1%	91.5%	94.0%	92.0%
嵐山おたすけサービス事業利用件数	1,488件／年	1,855件／年	1,550件／年	1,900件／年
高齢者見守り(ミマモリ)協力事業者数	99箇所	110箇所	120箇所	125箇所
高齢者生活支援センター数	7人	1人	10人	5人
認知症センター養成講座参加者数 (累計)	1,460人	2,276人	1,760人	2,700人

施策の内容

- 1)高齢者の生きがいづくりに資するボランティア活動を支援するとともに、高齢者の就労支援の場であるシルバー人材センターや、地域における老人クラブ活動等を支援します。
- 2)介護予防の拠点として、「活き活きふれあいプラザ」の利用向上を図ります。
- 3)在宅で暮らす高齢者を地域で支える拠点として、地域包括支援センターの充実を図ります。
- 4)支援が必要な高齢者を元気な高齢者が援助できるよう、助け合いの体制づくりを支援します。
- 5)身寄りのない高齢者などが安心して暮らせるよう、地域の見守り活動の充実に努めます。
- 6)配食サービスや嵐山おたすけサービスなど介護保険に該当しない高齢者の在宅サービスの充実に努めるとともに、交通弱者(移動困難や不便を抱える方)の対策を講じます。
- 7)医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるよう、地域の関係機関の連携体制の構築を推進するとともにサービスの質の向上を図ります。
- 8)生活支援コーディネーターとの協力のもと、社会資源を適切に把握した上で地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成を行います。
- 9)認知症センターの確保・育成に努めます。

3-3-(2)介護保険制度

現況と課題

- 平成 12 年度に始まった介護保険制度は、平成 18 年度の介護保険制度改正により、介護サービスの供給から、地域包括支援センターを中心とした介護予防事業の充実へと重点が変わりました。
- 平成 27 年度の介護保険制度改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が開始されました。これにより、訪問介護・通所介護において、市町村が地域の実情に応じ、地域住民を含めた多様な主体による、効果的かつ効率的なサービスを提供できるようになるなど、介護予防事業も変化してきています。
- 介護予防として生活機能の維持・向上を図っていくことが求められています。また、適切なサービス提供について、給付費等の適正化事業の充実が課題となっています。

基本的な方針

- 寝たきりや認知症の高齢者、介護予防の支援を要する高齢者などを、社会全体で支えるため、介護保険制度の相談や情報提供を充実させ、介護保険事業の健全な運営に努めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
介護保険要介護・要支援認定率	14.0%	17.3%	16.0%	19.8%

施策の内容

1)介護サービス制度の適正な運営を図るため、効率的で安定的な業務運営を図ります。

2)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の適切な運用・実施を図ります。

障害者(児)福祉

3-4-(1)障害者(児)福祉

現況と課題

- ・町ではこれまで障害のある方の就労支援を始め、社会参加を促す施策を行ってきました。しかし、就労できる業種や企業が少なく、社会的な自立は未だに難しい状況にあります。また、障害者ふれあいピックや障害者作品展などの参加者の高齢化や固定化なども課題となっています。地域社会の一員として安心して生活できるよう、引き続き支援を行う必要があります。
- ・障害のある方や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行うため、身体障害者相談員及び知的障害者相談員を配置し身近な相談に対応しています。また、多様化するニーズに対応するため3箇所の委託相談支援事業所の専門職員による広域的な対応も行っています。24時間体制で電話による相談を行っており、相談件数も増加しています。今後、障害のある方が安心して暮らし続けていくために、身近な相談体制を整える必要があります。
- ・国、県が推進している施設入所者や精神病床からの地域生活への移行には、安心して生活できる住まいの確保が必要です。しかし、それに伴う在宅サービス提供量の増加が予測され、事業者の人出不足などが課題となっています。

基本的な方針

- ・障害のある方が安心して働くよう支援するとともに、地域住民との交流を促進し、障害に対する理解の啓発に努めます。また、障害者就労施設等で就労する障害のある方の経済面の自立を促進します。
- ・障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくため、情報提供及びサービスの利用支援等を行うとともに、虐待の早期発見・防止に努めます。
- ・誰もが地域において尊厳のある生活を維持し、安心して働き生活できるよう、専門的・継続的な支援に取り組みます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
福祉作業所から一般の会社への就労移行者数	0人	4人	1人	2人
障害者相談支援事業所数	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
施設入所から地域生活への移行者数	0人	0人	1人	2人
障害者通所施設利用者数	80人／年	92人／年	73人／年	73人／年

施策の内容

- 1)「嵐山町障害者優先調達推進方針」に基づき、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを調達するとともに、調達実績を公表します。
- 2)障害のある方と家族等への必要な情報の提供及び助言を行うため、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の配置により相談に対応するとともに、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。
- 3)嵐山町障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報・届出窓口として、障害者虐待防止に関する支援を行います。
- 4)障害者差別解消地域支援協議会において、障害を理由とする差別を解消するための取組を行います。
- 5)身体・知的・精神に障害のある方が自立した生活を営めるよう訪問による相談や情報提供を行います。
- 6)障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活送ることができるよう専門的・継続的な支援を行います。
- 7)外出困難な障害のある方(児)に外出・一時預りの支援を行います。
- 8)障害のある方のニーズに対応した障害者福祉サービスの充実を図ります。
- 9)障害のある方の社会参加と障害のある方への理解を深めるための交流事業を実施します。
- 10)高齢や障害等により判断能力が不十分な方の権利擁護のため、成年後見制度の周知を図ります。

第6次嵐山町総合振興計画 令和7年度改訂版(案) パブリックコメント用

第4節 自然とともに生きるまちづくり

自然環境と公園・緑地

4-1-(1)里地・里山・河川の保全と活用

現況と課題

- ・町では平成2年に「嵐山町の緑を豊かにする条例」、平成19年に「嵐山町里地里山づくり条例」の制定、オムラサキの森やホタルの里、蝶の里公園、さいたま緑のトラスト保全第3号地などの維持管理の支援など、自然環境の保全に取り組んできました。
- ・身近に触れ合える豊かな里山である千手堂小千代山特別緑地保全地区や広野金皿山は、ボランティアや活動団体の協力を得ながら維持管理し、自然環境の保全活動を進めています。
- ・住民意識調査結果による「身近な緑の豊かさ」に対する満足度は、7割を超える方が満足している一方、人口減少や土地所有者の高齢化などにより森林や里山環境の荒廃が一層進んでいます。また、里山の維持管理を行うボランティア数の減少や高齢化が進み、担い手や後継者の確保・育成が課題となっています。
- ・関係団体と連携し、きれいな河原の創出に取り組んでいます。

基本的な方針

- ・生物の多様性や地球温暖化防止、里山環境の回復及び維持管理のため、里山や森林、貴重な動植物などの保全を推進するとともに、ボランティアや活動団体を支援します。また、町内の貴重な地域資源である豊かな自然の価値が次世代に受け継がれていくよう、町民及び児童生徒を対象とした環境学習を推進します。
- ・河川においては、町内外の人が親しめる河川空間の創出に取り組みます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
里山の維持管理を行うボランティア数 (延べ)	676人／年	509人／年	750人／年	647人／年

施策の内容

- 1)オオムラサキの森やホタルの里、蝶の里公園、さいたま縁のトラスト保全第3号地等の周辺における里山の適正な維持管理を行うとともに、貴重な動植物の保全に努めます。また、里山等の環境保全のため、ボランティアや地域内外の活動団体を支援します。
- 2)土地所有者の理解を得ながら、森林や里山環境の維持や災害の防止、ため池の水源の涵養のため、山林の適正管理を促進します。
- 3)町内の小学生やボランティアと連携し、オオムラサキの幼虫越冬調査などを実施することで、貴重な動植物への関心の育成と、自然環境保全の意識の啓発に取り組みます。
- 4)住民が主体となり河川美化清掃活動を促進し、快適で美しい河川環境の維持に取り組みます。

4-1-(2)緑化活動の支援・公園の整備・管理

現況と課題

- ・町では平成2年に「嵐山町の緑を豊かにする条例」を制定し、保護樹木、保護樹林の指定を行い、継続的に地域の緑が管理されたことにより、地域緑化が推進されました。
- ・町には23の都市公園と26の児童公園があります。町民の身近な憩いの場として、また、災害時の避難場所として安心して利用してもらえるよう維持管理を実施しています。
- ・少子高齢化や子どもの生活環境の変化により、公園で遊ぶ子どもの数は減少傾向にありますが、高齢者や地域住民、子育て世代の交流の場として利用してもらえるよう適正な整備及び維持管理を行っていく必要があります。

基本的な方針

- ・公共施設の緑化を推進し、関係機関と連携を取りながら工場や商業地の緑化を促進します。地域住民とともに計画的な緑化活動を支援し、緑や花であふれるまちづくりを進めます。
- ・公園については、高齢者から子育て世代まで地域住民の身近な憩いの場として適切な維持管理に努めます。子育て支援や子どもの発達に資するため、既存施設の利用状況を鑑み、利用者のニーズに対応した魅力的な公園整備を推進します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
保護樹林及び保護樹木の指定数	樹林 54,137 m ²	樹林 47,997 m ²	樹林 47,997 m ²	樹林 47,997 m ²
	樹木 14 本	樹木 14 本	樹木 14 本	樹木 14 本
公園・子どもの遊び場の満足度	19.1%	—	25.0%	30.0%

施策の内容

- 1)保護樹林及び保護樹木等の管理や地域における緑化活動に対し、継続的な支援を行います。
- 2)花見台工業団地や嵐山小川ICインターランプ内及び大規模開発地では、地区計画や緑の協定等の制度を活用し、適正な緑化を推進します。
- 3)町民の憩いや世代間交流の場として、また災害時には一時的な避難場所として安心して利用してもらえるよう、公園の適正な管理を行います。
- 4)地域の実情にあった公園の使い方と公園の配置や規模の適正化を図りつつ、子育て支援や子どもの発達に資するため、主たる公園に大型遊具を設置するなど、利用者のニーズに対応した整備を推進します。

持続可能な循環型社会

4-2-(1)環境美化・環境保護

現況と課題

- ・町では町内の住環境を清潔に保つため、地区が主体となった美化清掃運動を行っています。また、まちなみの美化を目指す地域住民や各種団体、事業所等の自主的な活動を支援しています。
- ・平成 30 年に「嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり条例」を制定し、町、町民、事業者等との協同により、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、快適な生活環境を保持しています。
- ・人口減少や高齢化に伴い、管理不全の建物や土地が増加し、周辺住民の生活環境の悪化が問題となっています。空き家バンク等による空き家の有効活用に取り組んでいますが、活用するにあたり耐震性やリフォームなどの問題があり、積極的な活用は難しい状況となっています。
- ・平成7年に「嵐山町環境保全条例」、平成 18 年に「嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、その後同条例の更なる規制強化を進めています。
- ・平成 23 年に「嵐山町環境基本条例」、平成 26 年に「嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画」を策定し、令和 6 年に「第 2 次嵐山町環境基本計画兼嵐山町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、町民、事業者、町が連携・協同して持続可能な地域社会の実現を目指す取組を進めています。
- ・太陽光発電施設造成に伴う森林伐採については、令和 4 年に「嵐山町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」を施行し、事業者には条例に基づき適正な指導・監督を行い、緑の保全と生物多様性の調和を図っています。
- ・令和3年度に嵐山町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、緑豊かな自然環境を次世代に繋げるため、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指していきます。

基本的な方針

- ・地域住民や各種団体、事業所等の自主的な活動を支援し、ごみの不法投棄等のない、快適で美しく、清潔な居住環境の創出を目指します。町内におけるまちなみの美化を目指すとともに、空き家の解消を通して、住みやすい住環境の整備を進めます。・また、持続可能な循環型社会の取組に向けて、低炭素で災害に強い新たなエネルギーの導入や低炭素型ライフスタイルなどを検討し、人と地球に優しい暮らしを実践するまちを目指します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
美化清掃運動の参加者数 (延べ人数)	8,387人／年	6,064人／年	9,000人／年	6,700人／年
主体的な道路維持管理団体数(アダプト・プログラム※及び嵐山まもり隊※)	24団体	37団体	30団体	35団体
空き家バンクの売買件数	1件	0件	1件	1件

施策の内容

- 1)環境美化推進委員と連携し、地域が主体となった町内美化清掃を行います。また、美化清掃を通じ環境に対する啓発を行い、継続的な活動の実施を進めます。
- 2)環境美化の促進を図るため、禁煙等強化区域内の巡回を行います。
- 3)里親制度(アダプト・プログラム)や嵐山まもり隊等により、県道、町道や公園等身近な公共施設の環境保全、清掃活動を広めていきます。
- 4)ペットの飼育のマナー向上に関しては、町ホームページや広報において、正しい飼い方等について、周知、啓発を行います。
- 5)外来生物の積極的な駆除や有害鳥獣の計画的な捕獲を行い、住環境の美化に努めます。
- 6)空き家バンク制度を活用し、貸し手と借り手の情報をマッチングすることにより空き家の流通と活性化を図ります。国や県だけでなく、民間サービスも活用しながら建物の価値を維持する方策を検討し、空き家バンクによる流通促進に繋げます。
- 7)市街地の空き地については、空き地周辺の近隣住民からの情報に基づき、土地所有者に対して管理不全状態の解消を求め、電話連絡、通知等によって適正管理を促します。
- 8)地球温暖化防止の取組については、新しい技術や手法を柔軟に取り入れ、町民による人と地球にやさしい生き方の実践するまちの実現に向けた取組を検討します。

4-2-(2)ごみの適正管理

現況と課題

- 町のごみ処理及びし尿処理は小川地区衛生組合で行っていますが、可燃ごみ処理については、令和4年度より10年間は、民間委託しています。安定したごみ処理が図れるよう、小川地区衛生組合管内協議会等で検討しています。
- 平成7年から開始した分別収集について町民や事業者等の協力により、ごみの量は減少しましたが、社会情勢の変化によりごみの分別も多様化していることからごみの分別に関する啓発など更なるごみの減量化に向けた取組が求められています。

基本的な方針

- 広域的連携の下、安定したごみ処理が図れるべく検討を重ねます。
- 地域の美しい自然を守るため、ごみの減量化、資源化については町民及び事業者への意識啓発、周知・徹底を図り、廃棄物の4R(発生回避、発生抑制、再使用、再生利用)と適正処理を促し、更なる持続可能な循環型経済社会の構築を目指します。家庭における生ごみのたい肥化等を支援し、資源の再利用を推進していきます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
事業系ごみ排出量	1,544トン／年	1,375トン／年	1,297トン／年	1,216トン／年
1人1日当たりのもえるごみの処理量(家庭系)	417g／日	389g／日	350g／日	249g／日
1人1日当たりのもえないごみの処理量(家庭系)	28g／日	56g／日	24g／日	47g／日
1人1日当たりの資源ごみの処理量(家庭系)	93g／日	67g／日	78g／日	56g／日
生ゴミ処理機設置補助金交付件数	コンポスト8件／年	9件／年	10件／年	10件／年
	電気式3件／年	12件／年	5件／年	9件／年

施策の内容

- 1)ごみ・資源分別収集カレンダーを町内全世帯に配布し、ごみの減量、資源への分別の周知、徹底を図ります。また、生ごみ処理機器設置に対する補助金交付を行い、燃えるごみの減量化を推進します。
- 2)広域的な連携により、ごみ・し尿の適正な処理を行います。不燃ごみ・し尿については小川地区衛生組合での処理が継続されるものの、可燃ごみについては令和4年度より民間委託による処理を10年間処理し、その後も安定したごみ処理が推進できるよう広域的連携を図るべく検討を重ねます。

4-2-(3)公害防止対策

現況と課題

- ・誰もが安心して生活できる環境を維持するため、関係機関との連携、継続的な監視や町民・事業者への普及啓発等により、公害を未然に防止していくことが必要となっています。
- ・町内を流れる河川などの水質状況を把握するため、河川水質調査を定期的に実施しています。
- ・騒音、悪臭調査については、騒音・悪臭の原因者から発生する音、臭気について測定・分析を実施しています。

基本的な方針

- ・平成7年制定の「嵐山町環境保全条例」、平成23年制定の「嵐山町環境基本条例」に基づき、町民・事業者と協力し、公害防止を図ります。河川水質については、比企河川合同水質調査と併せ、継続的に水質監視活動を実施し、良好な水質保全に努めます。
- ・騒音・悪臭の原因者における悪臭、騒音問題については、関係機関と連携し、定期的な立ち入り調査を実施して、悪臭発生源等の確認を行い、発生原因者に対し臭気指数規制基準を順守するべく指導します。
- ・緊急的な公害問題が発生した場合は、関係機関と連携し、迅速に対策を講じます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
環境に対する苦情数	150件 (R2年度見込み値)	110件	140件	110件
BOD	【市野川水系】 矢崎橋 2.0 mg/L 相生橋 1.5 mg/L	【市野川水系】 矢崎橋 3.0 mg/L 相生橋 2.5 mg/L	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
	【槐川水系】 谷川橋 0.6 mg/L 槐川橋 0.7 mg/L	【槐川水系】 谷川橋 1.1 mg/L 槐川橋 1.2 mg/L	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
	【都幾川水系】 八幡橋 0.6 mg/L 二瀬橋 0.7 mg/L	【都幾川水系】 八幡橋 1.0 mg/L 二瀬橋 1.1 mg/L	2 mg/L 以下	2 mg/L 以下

施策の内容

- 1)市野川水系、槐川水系、都幾川水系の各水系において水質分析調査を実施します。また、花見台工業団地調整池の水質の現状把握を目的として、4つの調整池の水質検査を実施します。
- 2)騒音・悪臭等については、発生源の確認の意味からも町が調査を実施し、発生原因者に対し適切な指導を行います。
- 3)工場・事業所等における騒音・悪臭・水質に係る環境基準を順守すべく、関係機関と連携して指導を行います。
- 4)公害発生を未然に防ぐため、関係機関と連携し、不法投棄や野焼き等環境保全巡視の強化を図ります。

上下水道

4-3-(1)上水道施設

現況と課題

- ・安全な水の安定供給のため、老朽管路の更新や管網整備を計画的に行ってています。
- ・地震対策として平成 18 年度までに2箇所の配水池に緊急遮断弁を設置し、平成 23 年度からは耐震管を本採用しています。
- ・人口減少や自然環境の変化などに対応するべく施設の統廃合及びダウンサイ징を実施し、水道事業の安定的な運営を行う必要があります。

基本的な方針

- ・「嵐山町第2次地域水道ビジョン」に基づき、「安心・安全な水道水の供給」、「安定した水道」、「災害に強い水道」、「サービスの充実」、「堅実な経営」を目指した合理的・効率的な水道事業の運営に努めます。また、「嵐山町水道事業経営戦略」に基づく財政計画や投資計画により、持続可能かつ健全な経営に努めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
有収率	93.22%	91.99%	93.50%	94.00%

施策の内容

- 1)安全な水を安定供給するため、配管網の整備及び管路耐震化など計画的に上水道管網整備を行います。
- 2)老朽化した水道施設(取水導水施設、浄水送水施設、配水施設等)の統廃合及びダウンサイジングを実施し、適正な更新を進めます。
- 3)安全な水の供給のため、水質の監視及び原水の水質に応じた水道システムの整備・管理に努めます。
- 4)水道事業会計の効率化のため、節水意識の普及、財源の確保、経営の効率化・高水準化を図り、給水人口の見通しを行い、合理的な運営に努めます。

4-3-(2)生活排水処理施設

現況と課題

- ・町では市街化区域を中心に公共下水道事業を、市街化調整区域を中心に市町村管理型浄化槽整備事業を展開しています。汚水処理人口普及率は令和6年度末時点で 92.7%となっており、生活排水の衛生的な処理体制の整備が進んでいます。
- ・公共下水道事業は平成元年から開始し、公共下水道事業区域の水洗化率は令和6年度末時点で 92.4%となっています。公共下水道への接続や老朽化が進んだ施設の維持管理と改築更新が課題となっています。
- ・市町村管理型浄化槽整備事業は平成 24 年度から関東初のPFI方式により開始し、町管理の合併浄化槽は令和6年度末で 862 基となっています。河川等公共用水域の水質向上のため、引き続き単独処理浄化槽や汲取りから合併処理浄化槽への転換及び浄化槽の適切な維持管理に努めます。
- ・公共下水道事業区域内の未整備区域については、計画的整備を除き整備区域の見直しをする必要があります。
- ・令和2年度より下水道事業等については公営企業会計を導入しました。今後増加していく施設の維持管理、改築更新需要に対応するため、企業会計の観点から下水道使用料等の改定を視野に入れた財政状況の改善を図り、財政の健全化と施設の安定稼働による事業運営の安定化が求められています。

基本的な方針

- ・公共下水道事業における未整備率の改善、市街化調整区域を中心とした町管理の合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水の衛生的な処理体制の整備と河川等公共水域の水質向上に努めます。
- ・また、老朽化する施設の点検、修繕、改築更新を行い、適正な維持管理を推進します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
公共下水道人口普及率	67.5%	69.1%	70.0%	72.5%
合併処理浄化槽人口普及率	23.7%	23.6%	26.7%	27.2%
汚水処理人口普及率	91.2%	92.7%	96.7%	99.7%

施策の内容

- 1)市街化区域を中心に公共下水道の未整備率の解消に努めます。整備された地域については、水洗化を促進します。
- 2)市街化調整区域を中心に単独処理浄化槽や汲取りから町管理の合併処理浄化槽への切り替えを促進します。
- 3)公営企業会計の導入により経営状況を把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努め、下水道事業等の効率的、健全な運営に取り組みます。
- 4)老朽化する施設の点検を行い、修繕、改築更新が必要なものについては適正な維持管理を推進します。

第5節 安全・安心で活力あるまちづくり

安全・安心なまちづくり

5-1-(1)交通安全対策

現況と課題

- ・町では関越自動車道「嵐山小川インターチェンジ」及びアクセス道路、国道254号を中心に各県道等が整備されています。国道・県道の交通安全対策については引き続き要望を行っていく必要があります。
- ・交通量の多い道路の歩道整備や生活道路、通学路の交通安全施設・対策の充実が求められている一方で、維持管理などが課題となっています。
- ・信号機設置や交差点の改良のほか、街頭キャンペーンなど各種団体と連携した取組により交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が関わる事故の割合は増加しており、対策が求められています。
- ・近年、サイクリング需要が増加しており交通安全対策が求められています。

基本的な方針

- ・警察や各種関係団体と連携し交通安全意識の高揚を図り、地域が一体となって交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。
- ・交通安全施設の維持管理の充実を図るとともに、交通事故の起こりにくい環境づくりに努めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
交通事故(人身事故)発生件数	54件／年	45件／年	50件／年	35件／年

施策の内容

- 1) 町民、警察、自治会等各種関係団体と連携して地域が一体となった見守り活動の支援及び強化を図ります。
- 2) 小中学生、高齢者等を対象とした自転車運転教室・交通安全教室を実施し、交通事故防止に努めます。警察を始めとした関係機関と連携し、交通マナーや交通安全意識の向上に努めます。
- 3) 路面標示、道路標識、防護柵等の交通安全施設の適正な維持管理を図り、必要に応じ整備に努めます。
- 4) 交差点等の交通危険箇所に安全を促す看板を設置し、事故防止を図ります。さらに、警察機関に信号機等の設置を要請します。

5-1-(2)防犯対策・消費生活

現況と課題

- 町は小川警察署管内にあり、駐在所2か所と 24 時間常駐体制の駅前交番が設置されています。
- 防犯ボランティアによるパトロール及び児童の見守り活動や月1回のナイトパトロール、登校日に実施する青色回転灯車による児童の下校見守りを兼ねた巡回パトロールなど、地域の方々を中心に犯罪の抑制に努めています。
- 町では防犯対策として平成 27 年度に町内の道路照明灯のLED化を行いましたが、住民意識調査では、「夜道の安全や防犯」に対して町民の意識が高く、安全・安心な環境の整備が求められています。
- 防災行政無線やメール配信サービス「嵐山町あんしんメール」や「嵐山町公式 LINE」を活用し、防犯情報等を町民へ提供しています。
- 日常の暮らしにおける町民の消費生活は、通信販売、訪問販売、インターネット販売等を始め、多種多様化しており、それに伴う消費トラブルも巧妙化・悪質化しています。
- 近年、振り込め詐欺等、高齢者を狙った犯罪が多発していることから、独居老人等の見守りを含め消費者保護のための啓発や情報発信を進めるとともに、見守りや相談の体制の充実が求められています。

基本的な方針

- 継続的に地域にあった防犯活動を行い、地域が一体となって犯罪の起こりにくい環境整備を進め、犯罪の発生を未然に防止するとともに、犯罪被害者・暴力被害者への支援対策を推進します。
- 安全で安心して消費生活を営むことができるよう、高齢者の見守り体制の充実や最新の消費者情報の提供を行い、住民意識の向上に努めます。
- 消費者問題について、被害防止やトラブルの解決となるよう相談業務の充実を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
犯罪発生件数	112件／年	120件／年	100件／年	90件／年
防犯ボランティア登録者数	1,015人	924人	1,200人	1,400人
東松山消費生活センターの相談件数	37件／年	50件／年	35件／年	32件／年

施策の内容

- 1) 町民、警察、自治会等各種関係団体と連携して地域が一体となった防犯活動の支援及び強化を図ります。
- 2) 地域の要望や緊急性の高い箇所から防犯灯の設置を行い、適正な維持管理に努めます。
- 3) 各種防犯情報についてお知らせする、「嵐山町あんしんメール」や「嵐山町公式LINE」の普及を促し、防犯に対する意識の向上を図ります。また、必要に応じて新たな情報発信ツールの導入を検討します。
- 4) 悪質商法や詐欺の実態を広く情報提供し、豊かな知識と正しい判断ができる消費者の育成に努めます。見守り体制を充実させるとともに消費者問題に対する相談に適切に対処するため、国・県や関係機関等と連携し、消費生活相談の充実に努めます。

5-1-(3)消防・防災

現況と課題

- ・町は比企地域の7市町村で構成する比企広域市町村圏組合に属し、町内には小川消防署嵐山分署があり、消防・救急を行っています。
- ・激甚化する自然災害に対応するため、他の自治体や民間団体との広域的な連携を進める必要があります。
- ・地域には消防団が組織され、非常備消防として消防力を補完し、地域を守る重要な役割を果たしていますが、団員は慢性的に不足しており、その確保が課題となっています。
- ・全地域で自主防災組織(12 団体)が活動していますが、災害時等において町と連携した避難所の運営が課題です。
- ・有事の際に迅速かつ適切に対応するため、関係機関や関係課と連携し、避難行動要支援者などを把握することが必要です。
- ・土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域など、比較的危険性が高いとされる区域が少ない安全なまちとなっています。「地域防災計画」及び「国民保護に関する計画」を県の変更に併せて改訂し、有事の際に迅速かつ適切に対応できる体制の整備が求められています。
- ・「嵐山町あんしんメール」等の様々なメディアを活用し、災害情報等を町民へ提供しています。
- ・防災行政無線のデジタル化が完了し、今後は適切な維持管理が求められます。
- ・安全な居住空間の創出を図るため、建築物などの耐震化等を進めることができます。

基本的な方針

- ・比企広域消防本部と連携し、消防・救急体制の強化充実を図ります。また、消防・防災施設等の充実を図り、他の自治体や民間団体との広域的な連携により災害に強いまちづくりを進めます。
- ・地域に密着した消防団や自主防災組織の活動の支援・充実を図り、町民の防火・防災意識の向上や、自助・共助の意識を醸成し、地域の防災力強化に努めます。
- ・安全・安心で快適に暮らせるよう、建築物などの耐震化等を促進します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
自主防災組織における防災訓練の実施数	35回／年	15回／年	36回／年	36回／年
災害協定締結数(累計)	28団体	56団体	33団体	63団体

施策の内容

- 1)比企広域消防本部における消防・救急体制の強化・充実を図るとともに、町民や他の自治体、民間団体等と連携し、災害時の相互の支援体制を整備します。
- 2)消火栓や防火水槽等消防施設の設置、防災施設等の充実と適切な維持管理に努めるとともに、災害時のための備蓄品等の充実を図ります。
- 3)地域に密着した消防団活動の強化・充実を図るとともに、地域による自主防災組織の活動を支援し、地域が一体となった防火・防災意識の高揚を図ります。また、町民への広報活動や防災訓練などを通じ、災害時における自助・共助についての意識の醸成や地域防災力の向上に努めます。
- 4)業種や地域に囚われない様々な団体と協定を結び、発災時における必要なサービス及び物資の早期要請と受入を行い、生命・身体の安全や生活環境の向上等に努めます。
- 5)災害時・緊急時に、高齢者・障害者等要援護者を支援するため、援護を要する人を明らかにした「支え合いマップ」の適宜更新を行います。
- 6)国民保護法に基づく「国民保護に関する計画」の見直しを行い、計画に基づく訓練等を実施し、周知を図ります。計画的な防災訓練の実施など、日頃からの防火・防災意識の向上に努めます。
- 7)「地域防災計画」の改訂及び「国土強靭化計画」の改訂に努め、防災拠点の在り方等について検討します。
- 8)ハザードマップの更新を適宜行うとともに、町の防災・防犯情報等を迅速に伝えるため、「嵐山町公式LINE」の登録拡大を推進します。また、防災行政無線の適切な維持管理及び災害時や緊急時等における適切な防災情報の伝達と通信手段の確保に努めるとともに、新たな情報伝達手段についても検討します。
- 9)町民が安全で安心して生活できるよう、建築物などの耐震化等の支援を行います。
- 10)県と連携し、災害の防止のため、治山・治水対策の強化を図ります。

計画的なまちづくり

5-2-(1)地域の個性あるまちづくり

現況と課題

- ・町は全域が東松山都市計画区域に属しており、市街化区域は 340ha、市街化調整区域は 2,652ha となっています。
- ・町では土地区画整理事業による良質な居住環境の整備を進めてきました。
- ・市街化区域においては、平沢土地区画整理事業が令和6年度に完了いたしました。
- ・人口減少が進む中で、住宅供給から既存住宅の維持・改善に取り組むことが求められています。
- ・西口駅前広場の整備は完了していますが、武蔵嵐山駅周辺地域については、土地利用の充実及び活性化が課題となっています。

基本的な方針

- ・「第 2 次嵐山町都市計画マスタープラン」に基づき、地域の特性を活かした都市形成を進めます。
- ・それぞれの地域特性や課題に応じた居住環境の形成・維持を図ります。
- ・武蔵嵐山駅周辺は、町の玄関口にふさわしい、賑わいや活気のある施設の集積を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
武蔵嵐山駅の乗降客数	7,287人／日平均	6,487人／日平均	8,500人／日平均	8,000人／日平均
西口駅前広場の整備率	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%

施策の内容

- 1)豊かな地域資源を活かした土地利用や都市計画を推進し、個性あるまちづくりを目指します。
- 2)町の玄関口である武蔵嵐山駅周辺を整備し、関係機関と連携した活性化を図ります。

5-2-(2)道路整備

現況と課題

- ・町には関越自動車道「嵐山小川インターチェンジ」があり、国道は国道 254 号、県道は熊谷小川秩父線、深谷嵐山線、大野東松山線、ときがわ熊谷線、武蔵嵐山停車場線、菅谷寄居線などがあります。国道・県道における安全性の確保について引き続き要望を行っていく必要があります。
- ・町道の幹線道路では歩道整備などが課題となっています。生活道路では舗装・改良や側溝整備等、地域からの要望が多くなっています。
- ・生活道路には幅員の狭いものや通り抜けのできないものがあり、整備が求められています。
- ・都市計画道路については、交通の円滑化や土地利用を進めるため、早期完成が求められています。
- ・公共施設の老朽化に伴い、舗装工事や橋梁の計画的な維持・修繕が必要となりますが、財源確保が課題となっています。

基本的な方針

- ・交通の円滑化や安全性の確保を図るため、幹線道路の計画的な整備・維持管理を図ります。
- ・生活道路は、必要に応じて狭い道路や通り抜け道路等の整備を行います。
- ・都市計画道路は、社会情勢の変化や沿道のまちづくりの動向などを踏まえた整備を推進します。
- ・橋梁については、長寿命化修繕計画などに基づき、計画的な修繕を推進します。
- ・国道・県道においては、関係機関に安全対策や維持管理を促進します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
計画道路の整備延長(平沢川島線・月輪川島線)	1.5km (R2年度見込み値)	1.5km	1.9km	2.8km

施策の内容

- 1) 国道・県道との連絡を円滑化する都市計画道路の整備を進めるとともに、歩道設置など安全性を重視した幹線道路の整備を推進します。
- 2) 町民の利便性の向上や災害時の避難路を確保するため、地域の実情に合った生活道路の整備を推進します。
- 3) 定期的な点検により幹線道路等の計画的な維持管理を行い、安全性の確保を図ります。
- 4) 橋梁の定期的な点検と長寿命化修繕計画などに基づき、計画的な修繕を進めます。

5-2-(3)公共交通

現況と課題

- ・町の公共交通については、鉄道の東武東上線が東西に走っており、武蔵嵐山駅は交通拠点となっています。その他、民間の路線バスが運行しています。
- ・住民意識調査結果より「鉄道を使用している方」の不満足度は 25.5%で、10 年前(平成 22 年 22.7%)と比較し横ばいとなっており、理由として、運行本数が少ない事があげられています。また、「路線バスを使用している方」の不満足度は 22.7%(平成 22 年 55.5%)で、10 年前と比較し、大きく減少しました。路線バスは、通勤通学で 0.4%それ以外では 0.1%と利用者が少ないため、その維持が課題となっています。
- ・同調査結果より日常生活での主な交通手段としては、「自分で車を運転」が主となっています。ただし、今後、高齢化が進み自家用車での運転が難しくなった際の外出手段を確保する必要があります。利用者の実態を把握しつつ、財政状況を勘案した対策の検討が課題となっています。

基本的な方針

- ・近隣市町村とともに、東武鉄道株式会社への要望を行い、鉄道の利便性の向上を図り、町外への通勤・通学者など町民生活を支えます。
- ・町の公共交通については、総合的に公共交通の在り方を検討し、多様なニーズにあった移動手段の提供に努めます。ICT等の公共交通への利活用を検討し、より住みやすいまちづくりを進めます。
- ・少子高齢化が進み、人手不足が深刻化している中、今後の公共交通の維持確保に向け引き続き事業者に対する支援等を進めます。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
公共交通に対する不満足度	—	—	25.00%	20.00%
移転したいと思う人の理由として交通が不便と答える人の割合	34.90%	—	30.00%	25.00%

施策の内容

- 1)関係市町村と構成している東上線東松山・寄居間利便性向上推進協議会等において、運行本数の増加等輸送力の増強について要望活動を行い、利便性の向上に努めます。
- 2)公共交通については、財政状況や利用状況、町の地理的特徴などを勘案し、交通空白地帯の解消等総合的な在り方を検討していきます。
- 3)法律改正や国・県の制度変更などの動向を注視し、ICT等を利活用した新しい公共交通を検討するとともに、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画の作成に努めます。
- 4)事業者等からの財政面または広報面など様々な要請に対し積極的な支援に努めます。

産業

5-3-(1) 農林業

現況と課題

- ・町の農業は、水田と養蚕業を主体として発展してきましたが、社会状況の変化に伴い、農業従事者の高齢化及び担い手不足が深刻化し、耕作放棄地は年々増加しています。
- ・土地改良区内の農地であっても、10年後には借り手がなく耕作放棄地になる恐れがあり、総合的な対応が必要となっています。また、農業投資の行われていない農地の耕作放棄地化を止めることはさらに困難な状況です。
- ・国道254号沿線には平成11年に農産物直売所が立地し地元の野菜を、平成15年からは花卉を販売しています。今後は、農産物直売所の農産物が魅力あるものにするため、町の特産果樹を生み出すなど販売力をつけ集客力を強化することが求められています。
- ・農業者が果樹や小麦農林61号など競争力のある原材料を提供し、商業者がこれを加工して付加価値をつけるタイアップ型の6次産業化の推進が求められています。
- ・豊かな自然環境の保全を進めるためにも、農業を持続可能な産業として確立する必要があります。
- ・林業においても、林業従事者の高齢化や後継者不足は深刻で、各地に管理放棄状態の森林が点在しています。今後は、緑豊かな森林環境を保全するために、森林管理について様々な方法を検討していく必要があります。

基本的な方針

- ・土地改良区内の農地は水田を中心に農地の担い手への集積を進めるとともに、畠については企業参入も視野に入れ集積を進めていきます。
- ・観光協会、商工会と連携し果樹や小麦農林61号など競争力のある原材料を活用し、6次産業化を推進します。
- ・地域住民とともに農地環境の維持管理を実施するなど豊かな農村環境の保全に努めます。
- ・森林については管理制度などを導入して森林の荒廃の防止を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
認定農業者の平均年齢	60.3歳	63.5歳	60歳	60歳
水田の利用集積率	65.8%	71.1%	68.0%	73.0%
農産物直売所における農業者の売上高	179百万円	168百万円	190百万円	200百万円
小麦農林61号協賛店数(累計)	12店	14店	17店	20店
農業参入した企業	1社 (R2年度見込み値)	2社	2社	3社
新規就農者の数	3人 (H28～R2年度)	7人 (R2～R6年度)	5人 (R3～R7年度)	7人 (R8～R12年度)

施策の内容

- 1)新たな農業投資は難しいことから、優良農地や農地周辺の農道・ため池・用排水路等の長寿命化に努め、既存の農地を維持していきます。また、地域住民等による、農地やため池、用排水路など日本農業遺産に認定された「天水を利用した谷津沼農業システム」をはじめとする地域資源の維持・管理・運営を支援します。
- 2)農地を貸したい所有者に担い手を紹介するなど、農地の有効活用及び集積に努めます。また、企業参入も視野に入れ集積を進めていきます。
- 3)土地改良区内の営農に適した農地は担い手への集積をさらに進めていきます。
- 4)関係機関と連携し、農業者の所得向上に資するよう経営技術やロボット技術・情報通信技術(ICT)等栽培技術の向上及び新品種の導入など新たな取組を支援します。
- 5)農業後継者の育成や観光農業など新たな農業経営を支援します。町の新規就農モデル「ほうれん草の施設栽培」については、農業の担い手を育成する嵐丸塾の卒塾生の経営安定と事業の定着に努めます。
- 6)生産者の顔の見える安全・安心な農産物を販売するなど地産地消を推進します。
- 7)農業の6次産業化をさらに進め、利益率の良い土産品・普段食する加工品・飲食店のメニューなどを広く開発します。
- 8)観光協会、商工会と連携し6次産業化の推進を支援します。農業者が果樹や小麦農林61号など競争力のある原材料を提供し、商業者が加工して更なる付加価値をつけるタイアップ型の6次産業化を推進していきます。
- 9)森林の管理については、所有権を残しつつ自由な経営権を持たせる管理制度(賃借権)などの導入を目指し、森林の荒廃の防止に取り組みます。

5-3-(2)商業

現況と課題

- ・時代の移り変わりとともに、商業機能の集積は最寄りの鉄道駅や身近な地域の商店街などから、ロードサイド店舗に移行してきました。国道 254 号沿道は、食料品、飲食店、日用雑貨、電器店等の大型小売店が数多く進出しており、賑わいのある町の商業拠点となっています。
- ・武蔵嵐山駅西側の小売店や飲食店の商業力は相対的に低下しており、町内事業者の経営改善を支援し、地域商業の振興を図っていく必要があります。
- ・交通結節点であり拠点性の高い駅周辺の活性化を図っていく必要がありますが、商業を営む方の高齢化等が進んでいることや、国道 254 号沿道に商業地が集積していることから、駅周辺において空き家、空き店舗が多くなっています。

基本的な方針

- ・住民ニーズの変化や多様性に対応できるよう経営改善を支援し、地域商業の振興を図ります。
- ・武蔵嵐山駅周辺地区の商業については、商工会、観光協会等、関係機関との連携により、多様なソフト事業を展開していくことで活性化を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
年間総商品販売額	19,819 百万円 (H28 年度)	19,904 百万円 (令和3 年度)	28,000 百万円	20,000 百万円
駅周辺の空き店舗又は空き家の利活用数(累計)	1件 (H29～R2 年度)	5 件 (R2～R6 年度)	1件 (R3～R7 年度)	7 件 (R8～R12 年度)

施策の内容

- 1)商工会の活動を支援するとともに、組織の充実を図り、経営改善や後継者の育成等を図ります。
- 2)武蔵嵐山駅周辺の賑わいを創造するため、商工会、観光協会と連携し、空き家、空き店舗の活用など、商業活性化に向けた様々な取組・手法を検討します。
- 3)武蔵嵐山駅周辺については、町の玄関口にふさわしい、賑わいや活気のある商業機能の集積により、活性化を図ります。
- 4)関係機関等と連携しながら、町で起業する新たな創業者を支援するとともに新事業・新分野に進出する第二創業者に対しても各種支援を実施します。
- 5)町民の雇用確保と立地企業の人材確保を図るため、就職説明会等の取組を支援し、企業とのマッチングを推進します。

5-3-(3)工業

現況と課題

- ・町には関越自動車道「嵐山小川インターチェンジ」があるほか、国道 254 号が通過していることから交通利便性が高く、また丘陵地帯であるため強固な地盤が特徴となっています。
- ・法人町民税の調定額のうち花見台工業団地による額が概ね3割となっており、花見台工業団地が町の経済の大きな牽引力となっています。
- ・過去 10 年間の工業統計調査によると事業所数はほぼ変わっていませんが、従業者数、製造品出荷額等は増加しています。また、業種別製造品出荷額をみると「食料品製造業」「輸送用機器製造業」が上位を占めています。
- ・人口減少問題への対応や財政基盤の強化を図るため、より一層の産業振興が求められています。
- ・雇用の場の確保や魅力ある就業機会の創出、地域経済活性化のために積極的に地元企業への支援、花見台工業団地や越畠地区等において産業用地の整備を行うなど企業誘致を推進してきましたが、これまでの取組みを踏まえ、企業のニーズにあった産業用地の確保など、更なる取組が求められています。

基本的な方針

- ・良好な交通アクセスや強固な地盤など町ならではの強みを活かし、周辺の田園環境と調和した新たな産業用地を確保するなど、更なる企業誘致に積極的に取り組み、地域経済活性化を一層推進します。
- ・雇用の場の確保や魅力ある就業機会を創出するため、積極的に地元企業への支援、創業者への支援に努めることにより地域活性化を図ります。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
企業誘致事業による立地及び拡張企業数（累計）	—	2件	3件	6件
製造品出荷額等	14,908,217万円	14,671,643万円	15,200,000万円	21,100,000万円

施策の内容

- 1)企業が求める立地要因や立地条件を的確に捉え、新たな産業用地の確保を図ります。具体的には川島地区、花見台工業団地拡張地区を産業地とし、インターチェンジ周辺地区、鎌形地区、平沢地区及び交通利便性の高い地域を土地利用活性エリアと定め、適地と位置づけます。また、町内の民間遊休地の情報収集に努め、有効な土地利用を図り企業誘致を推進します。
- 2)企業の立地動向や経営課題等の把握に努め、ニーズに合った相談体制等により企業の立地と定着を推進します。
- 3)中小企業の経営安定化を図るため、融資による助成と制度の普及を図ります。
- 4)地元企業を始め関係団体との連携を図り、環境保全活動等それぞれの企業活動に合った活動を支援します。
- 5)企業にとって魅力ある地域となるよう、商工会の協力のもと既存企業等との連携を図り、町と共同する事業を推進します。
- 6)関係機関等と連携しながら、町で起業する新たな創業者を支援するとともに新事業・新分野に進出する第二創業者に対しても各種支援を実施します。
- 7)町民の雇用確保と立地企業の人材確保を図るため、就職説明会等の取組を支援し、企業とのマッチングを推進します。

5-3-(4)観光

現況と課題

- ・町は嵐山渓谷を中心とした、さいたま縁のトラスト保全第3号地やオオムラサキの森など比企丘陵の自然や都幾川・槻川の清流、菅谷館跡や杉山城跡などの史跡等、観光資源に恵まれています。
- ・都幾川・槻川周辺は地域住民や関係団体とともに、バーベキュー場や千年の苑、桜並木、蝶の里公園、さいたま縁のトラスト保全第3号地を整備しており、観光拠点が集積しています。特に「嵐山渓谷バーベキュー場」、「学校橋河原周辺」は、県内外から多くの観光客が訪れており、ウィズコロナ／アフターコロナに対応したレクリエーション拠点として整備が必要となっています。
- ・国指定史跡「杉山城跡」や金泉寺のあじさい、6次産業化を目指す観光果樹園など北部地区の観光資源の有効活用により、回遊性、滞在性の向上を図るなど地域の活性化に結びつけていく取組が求められています。
- ・男女共同参画機構や埼玉県立嵐山史跡の博物館などの広域的な教育・文化施設が立地していることから、町の観光施策との連携を働きかけ、地域資源として活用するとともに、町の観光資源と近隣自治体の観光資源の連携を図っていく必要があります。

基本的な方針

- ・観光協会との連携により、豊かな自然資源や史跡などの歴史資源を活用し、魅力ある観光事業の充実を図ります。
- ・嵐山の魅力を伝える観光PRを内外に向けて積極的に行い、観光客数の拡充を目指します。
- ・観光の拠点である嵐山渓谷及び嵐山渓谷バーベキュー場、学校橋河原周辺の更なる充実を図るとともに、千年の苑ラベンダー園など関連する観光資源を磨き上げ、ブランド力を高めることで地域の活性化、町の知名度向上と関係人口の増加を目指します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
観光入込み客数	436,163人／年	316,658人／年	480,000人／年	400,000人／年
嵐山渓谷バーベキュー場の来客者数	73,884人／年	45,922人／年	100,000人／年	50,000人／年以上

施策の内容

- 1)史跡や名勝地などを取り入れた観光ルートを提供し、観光客数の増加を図ります。
- 2)デジタル観光マップなどデジタル化に対応したコンテンツの創出を促進するとともに観光スポットのインターネット環境の利活用を図り、観光客へのサービス向上に努めます。
- 3)東武鉄道・県物産観光協会・旅行会社及び近隣市町村と連携し、観光客数の増加を図ります。観光協会とともに観光資源や地域資源の連携、効果的な情報発信を行い、観光事業の更なる充実を図ります。
- 4)観光果樹園を町内観光の周遊ルートに組み込むとともに、「摘み取り」と「果実販売」に加え、観光土産品の開発支援を行い、地域の活性化を図ります。
- 5)関東でも有数のバーベキュー場として知られる嵐山渓谷バーベキュー場や学校橋河原周辺、他の地域資源などの連携を図っていきます。また、嵐山の自然を生かした、体験型アクティビティなどの展開や、ランナーを生かした各種体験を行い、嵐山独自の観光メニューの魅力を高めます。
- 6)県の偉人である本多静六博士が命名した「武蔵の嵐山」を後世へ伝えるため、地域住民や関係団体、県と協力し保全活動等の取組を進めます。
- 7)地域活力創出拠点(嵐なび)を活用し観光案内や特産品販売を充実させ、まちの賑わいを創出します。

第6節 推進方策

行財政運営

6-1-(1)行政サービス

現況と課題

- ・限られた財源のなか、町民ニーズに対応した質の高い行政サービスを推進するためには、これまで取り組んできた行政改革を推進するとともに、事務・事業の効率化、改善などに取り組んでいく必要があります。
- ・地方自治体職員に求められる能力は年々高度化しています。町では人材育成を進めてきましたが、限られた人材のなかで更なる成果を目指して業務を遂行していくためには、すべての職員が活躍する少数精鋭の職員体制づくりを進めていく必要があります。
- ・社会全体のデジタル化の推進にあたり町民に身近な行政サービスを提供する地方公共団体のデジタル化が急務と言われており、町においてもデジタル化を推進していく必要があります。・これまでごみ処理や消防などのサービスについて一部事務組合により広域行政を推進してきましたが、今後更に広域化する行政課題への的確な対応を図っていく必要があります。
- ・国連の持続可能な開発サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)については、国の取組などを踏まえ、町民、企業等の協力を得ながら全庁的に取り組んでいく必要があります。

基本的な方針

- ・質の高い行政サービスを提供するため、行政改革の推進、事務・事業の改善に取り組みます。
- ・効率で正確な業務を行うために、セキュリティ対策を行うとともに、生活様式の変化や情報技術の向上に対応した電子自治体の構築を推進します。
- ・高度化する行政課題に的確に対応していくため、政策形成能力や政策実行力を備えた職員の育成を図ります。また、人材育成を目的とした人事評価システムの充実を図り、人事評価の制度の向上と適切な運用に努めるとともに、適正人員と適正な配置を目指します。
- ・広域化する行政課題に対応し、効率的な行政サービスを提供するため、広域行政を推進します。
- ・SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標を達成するため、自治体SDGsの取組を推進します。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
職員研修の受講者数(延べ)	40人／年	97人／年	40人／年	50人／年
オンライン申請を活用した手続数(累計)	3手続	30手続	10手続	34手続

施策の内容

- 1)受益者負担の適正化や事務事業の見直し、公共施設の在り方や運営形態を見直し、指定管理者制度の拡大を図るなど、既存施設の活性化に努めます。
- 2)人口減少及び少子高齢社会に対応するため、公共施設については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化と安全対策の推進、総量資産の適正化、既存施設の有効活用等、地域の実情に合わせた利活用を図ります。
- 3)職員一人ひとりが効果的で効率的な行政運営を常に心がけ、事務の改善を図ります。
- 4)人材育成にあたっては、グローバルな視野を持ち、危機管理能力のすぐれた人材の育成を目指します。そのため、研修等の充実を図り、職員の知識の向上と意欲の醸成に努めます。
- 5)適正な人員管理・人員配置により組織の効率化、活性化を図ります。
- 6)職場環境を向上させることにより、労働意識の向上を図ります。
- 7)町民の利便性の向上や、事務の正確性及び効率性などを向上させながら、個人情報の漏洩防止及び情報セキュリティの強化を図ります。
- 8)電子申請システムなど行政手続のオンライン化や自治体クラウドの推進など自治体を超えた情報システム等の共同利用の推進、AIやRPA等による業務効率化の推進などに取り組み、電子自治体の構築を図ります。
- 9)広域化する行政課題に対応し、効率的な事務の遂行・行政サービスの向上を行うため、近隣市町村との連携・協力により、広域行政の充実を図ります。
- 10)SDGs(持続可能な開発目標)を達成するため、町の施策・事業の取組とSDGsに掲げる目標関係を整理し、町民・団体・企業などとの連携・協力を図り、自治体SDGsの取組を推進します。

6-1-(2)健全な財政基盤

現況と課題

- ・町ではこれまでに、役場庁舎・図書館・子育て支援施設・教育施設等の公共施設整備、嵐山渓谷及びその周辺地区等の観光施設整備、嵐山小川インターチェンジ・武蔵嵐山駅橋上化等の交通拠点整備、道路橋りょう・上下水道施設整備等、積極的に事業を進めてきました。また、自主財源の確保にも努め、工業団地の整備・拡張を進めてきました。その結果、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は増加しましたが、起債の発行による事業が相次ぎ、公債費の増加を招くこととなりました。さらに国における見直しにより、国庫補助・負担金等の依存財源の削減が進められ、基金を取崩して予算編成を行うなど、大変厳しい財政運営が続いています。
- ・人口減少・少子高齢化社会が進展する中で、民生費や公債費の増加により地方公共団体の財政力を示す財政力指数が低下しています。今後さらにこの状況は進行していくと予想されます。引き続き計画的な財政運営を進めるとともに、地域活性化を図る取組や企業誘致などによる新たな財源の確保、税の収納率の向上を図っていく必要があります。
- ・国際情勢の変化や物価高騰の影響により、町における税収の落ち込みが懸念される一方で、地域経済や町民生活を守るため、緊急的な財政措置が必要となっています。
- ・町民にとって真に豊かで、いつまでも住み続けたいまちを目指し、時代の要請を見極め、的確に対応しながら、持続可能な行財政運営を行っていく必要があります。

基本的な方針

- ・「公益性が高い日常不可欠なサービス」、「私益性が高いが日常不可欠なサービス」、「公益性が高く日常不可欠でないサービス」、「私益性が高く日常不可欠でないサービス」の4つの軸を基準とした「財政運営の基準」に基づき、あらゆる事務事業の見直しを総合的・継続的に行い、足腰の強い財政運営に努めます。また、地域活性化を図る取組や企業誘致など新たな自主財源の確保に努めるとともに、税の公平性の観点から収納率の向上に努めます。
- ・人口減少、国際情勢の変化、物価高騰に伴う町民生活への影響や法改正など、時代の要請に迅速かつ的確に対応するとともに、弾力性のある財政構造の維持に努め、持続可能な自治体運営を行います。

目指す指標

指標の内容	現状値	現状値	目標値	目標値
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
税の収納率	98.5%	98.30%	98.5%	98.6%
実質公債費比率	9.1%	8.5%	9.0%	10.0%
将来負担比率	74.3%	18.4%	73.0%	98.0%
経常収支比率	89.1%	84.0%	88.0%	89.0%
財政調整基金比率	5.8%	16.3%	14.0%	10.0%

施策の内容

- 1)総合振興計画を始めとする各種計画に基づく総合的で計画的な行財政運営を行うため、「財政運営の基準」に基づき、総合的・継続的な事務事業の見直しを行います。
- 2)国の公会計制度改革に基づき、バランスシートなどの財務諸表を活用し、財政状況の明確化を図ります。
- 3)地域活性化に向けた新たな取組や企業誘致を積極的に行い、自主財源の確保を図ります。
- 4)適正な税行政を行い、公平・公正なまちづくりを進めるため、収納率の向上を目指します。
- 5)人口減少、国際情勢の変化、物価高騰に伴う影響や法改正などに的確に対応するとともに、地域経済や町民生活を守るための財政措置を図るなど、時代の要請に迅速に対応した財政運営を図ります。
- 6)町有財産の積極的な活用や、基金等の財産の適正な運用を行うなど、安定的で持続可能な財政運営に努めます。